

# 資料編

## 資料編 目次

<b>1. 地域防災計画及び災害に関する記録等</b> .....	<b>1</b>
資料 1-1 砥部町地域防災計画の沿革 .....	1
資料 1-2 砥部町における主な気象災害 .....	2
資料 1-3 砥部町における主な火災 .....	5
<b>2. 防災上注意すべき区域等</b> .....	<b>8</b>
資料 2-1 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅰ) 一覧表 (自然斜面) .....	8
資料 2-2 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ) 一覧表 (自然斜面) .....	10
資料 2-3 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅲ) 一覧表 (自然斜面) .....	13
資料 2-4 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅰ) 一覧表 (人工斜面) .....	14
資料 2-5 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ) 一覧表 (人工斜面) .....	15
資料 2-6 土石流危険溪流 (Ⅰ) 一覧表 .....	16
資料 2-7 土石流危険溪流 (Ⅱ) 一覧表 .....	18
資料 2-8 土石流危険溪流 (Ⅲ) 一覧表 .....	20
資料 2-9 崩壊土砂流出危険地区一覧表 .....	21
資料 2-10 山腹崩壊危険地区一覧表 .....	23
資料 2-11 地すべり危険箇所及び地すべり危険地区一覧表 .....	26
資料 2-12 土砂災害警戒区域等一覧表 .....	27
<b>3. 消防・水防関係</b> .....	<b>28</b>
資料 3-1 伊予消防等事務組合砥部消防署 ・砥部消防署広田出張所車両等一覧表 .....	28
資料 3-2 伊予消防等事務組合砥部消防署 ・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表 .....	29
資料 3-3 消防水利の現況 .....	31
資料 3-4 消防団車両・資機材一覧表 .....	33
資料 3-5 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書 .....	35
資料 3-6 中予地区広域消防相互応援協定書 .....	37
資料 3-7 愛媛県消防広域相互応援協定書 .....	39
資料 3-8 水防区域一覧表 .....	43
資料 3-9 水防資機材保有状況一覧表 .....	44
<b>4. 情報収集及び広報関係</b> .....	<b>46</b>
資料 4-1 様式 1 災害発生報告 .....	46
資料 4-2 様式 2 の (1) 中間・最終報告 (共用) .....	47
資料 4-3 様式 2 の (2) 被害状況内訳表 .....	49
資料 4-4 災害の被害認定基準 .....	55
<b>5. 通信関係</b> .....	<b>58</b>
資料 5-1 固定系・移動系防災行政無線一覧表 .....	58
資料 5-2 消防団無線一覧表 .....	63
<b>6. 避難関係</b> .....	<b>66</b>
資料 6-1 避難所等一覧表 .....	66
<b>7. 医療救護関係</b> .....	<b>69</b>
資料 7-1 病院・診療所等一覧表 .....	69
資料 7-2 防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表 .....	70
資料 7-3 重信川浸水想定区域内にある災害時要援護者施設等一覧表 .....	70
資料 7-4 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者施設等一覧表 .....	70
<b>8. ライフライン関係</b> .....	<b>71</b>
資料 8-1 配水池・簡易水道施設の現況 .....	71

資料 8-2	給水用資機材の現況	72
資料 8-3	水道工事業者一覧表	72
<b>9.</b>	<b>廃棄物等処理関係</b>	<b>73</b>
資料 9-1	清掃関係施設・し尿収集車・ 火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表	73
<b>10.</b>	<b>食料等の備蓄、調達関係</b>	<b>74</b>
資料10-1	緊急援護備蓄物資一覧表	74
資料10-2	米穀販売所又は副食物調達業者一覧表	74
資料10-3	パン製造業者一覧表	75
資料10-4	みそ・醤油製造卸売業者一覧表	75
資料10-5	氷販売業者一覧表	75
資料10-6	こんにゃく製造卸売業者一覧表	75
資料10-7	炊出可能施設一覧表	76
<b>11.</b>	<b>交通・輸送関係</b>	<b>78</b>
資料11-1	町有車両一覧表	78
資料11-2	運送業者及び車両一覧表	80
資料11-3	ヘリコプター発着場一覧表	81
<b>12.</b>	<b>災害救助法関係</b>	<b>82</b>
資料12-1	災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表	82
<b>13.</b>	<b>危険物関係</b>	<b>87</b>
資料13-1	危険物施設一覧表	87
<b>14.</b>	<b>消防防災ヘリコプター関係</b>	<b>89</b>
資料14-1	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	89
<b>15.</b>	<b>広域応援関係</b>	<b>92</b>
資料15-1	自衛隊派遣要請様式	92
様式 1	災害派遣要請書	92
様式 2	撤収要請書	93
様式 3	救急患者空輸要請書	94
様式 4	救急患者空輸撤収要請書	95
<b>16.</b>	<b>組織関係</b>	<b>96</b>
資料16-1	町内奉仕団体一覧表	96
<b>17.</b>	<b>災害対策本部関係</b>	<b>97</b>
資料17-1	砥部町災害対策本部条例	97
資料17-2	砥部町災害対策本部運営要領	98
<b>18.</b>	<b>防災会議及び防災関係機関関係</b>	<b>113</b>
資料18-1	砥部町防災会議条例	113
資料18-2	砥部町水防協議会条例	115

## 1. 地域防災計画及び災害に関する記録等

### 資料 1 - 1 砥部町地域防災計画の沿革

作成・修正年度	作成・修正概要
旧砥部町の計画作成 (昭和39年ごろ)	災害応急対策の計画を主眼として作成した。
旧広田村の計画作成 (昭和57年度)	防災の万全を期するため災害予防・応急・復旧対策について計画を定めた。
旧砥部町の計画第1回修正 (平成元年度)	資料関係の修正を行った。
旧砥部町の計画第2回修正 (平成10年度)	平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、県が地震防災計画の策定、県地域防災計画の見直しを行ったことにより、それと整合性を持たせるため、本編の全面的な修正を行った。
旧広田村の計画第2回修正 (平成12年度)	平成7年7月に、国の中央防災会議において「防災基本計画」が発表され、愛媛県の地域防災計画も見直された。これに伴い、村の地域防災計画の見直しを行った。
新砥部町の計画作成 (平成17年度)	平成17年1月1日に広田村と砥部町が合併したことに伴い、新町の防災対策を定めた地域防災計画を作成した。
新砥部町の計画第1回修正 (平成21年度)	平成21年1月1日に町の機構改革が行われたことにより、地域防災計画を修正した。
新砥部町の計画第2回修正 (平成26年度)	平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、県が被害想定の見直し及び県地域防災計画の見直しを行ったことにより、それと整合性を持たせるため、本編の全面的な修正を行った。

資料 1 - 2 砥部町における主な気象災害

年 月 日	原 因	被 害 概 要
昭和38年 1 月	雪害	農作物被害 不明
昭和43年 1 月	雪害	農作物被害 不明
昭和44年 6 月29日～7 月 7 日	豪雨	村道切迫線、総津多居谷線、石ノ本線、太ノ奥線、中野川 宮ノ線、黒木線の6カ所被災
昭和45年 8 月21日	台風10号	家屋半壊 1 戸、床上浸水 2 であり災者概数12人、り災世帯 3 世帯。村道掛水線、本村線、宮横線、多居谷本郷、鴨滝線 影付、鴨滝線河原、切迫線、石野線、玉谷宮の奥線の9カ 所被災。 農作物被害 不明
昭和47年 9 月 7 日～9 日	豪雨	村道山谷線、多居谷線 2 カ所で計3カ所被災
昭和48年 8 月14日～17日	台風10号	村道山谷線、平畑線、石野線、上久保線、多居谷線 3 カ所 で計 7 カ所被災
昭和49年 4 月 7 日～9 日	集中豪雨	村道多居谷線、樽山線2カ所、石野線4カ所、宮の奥線の計 8 カ所被災
昭和49年 9 月 1 日	台風16号	村道本谷線、上久保線 2 カ所被災。床上浸水1棟
昭和50年 6 月24日～25日	豪雨	村道猿谷線、山谷線、鴨滝線、山谷線の 4 カ所被災
昭和50年 8 月16日～17日	台風 5 号	村道鴨滝線、山谷線 2 カ所、切迫線、猿谷線、多居谷線の 計 6 カ所被災
昭和50年 9 月10日～15日	台風17号	村道猿谷線、東組線、山谷線、鴨滝線の 4 カ所被災
昭和51年 9 月 8 日～13日	台風17号	農地、水路にも被災。村道本郷線、多居谷線、切迫線2カ 所、石野線、本谷線、上久保線 2 カ所の計 8 カ所被災
昭和51年12月 ～昭和52年 1 月	寒波	農作物被害 不明
昭和52年 6 月15日～17日	大雨	村道山谷線、多居谷線、黒蔵線、本郷線、猿谷線 5 カ所、 上久保線の計10カ所被災
昭和54年 6 月24日～25日	梅雨前線	農林水産業施設被害 41件 78,000千円 公共土木施設被害 42件 46,600千円 冠水 2.5ha 床下浸水 4 棟
昭和54年 6 月26日～7 月 1 日	集中豪雨	耕地被災0.1ha、り災世帯 5 世帯。村道切迫線、御所成線、 福善寺線、平畑線、千人塚線2カ所、上久保線、バンド線 3 カ所、境柱線2カ所、福元線、上尾峠線の計14カ所被災
昭和54年 9 月 3 日～4 日	台風12号	村道バンド線、多居谷線、上久保線、千人塚線、上尾峠線 5 カ所被災
昭和54年 9 月29日～10月 1 日	台風16号	床下浸水7戸、水田冠水0.5ha、流失埋没耕地0.1ha、畑冠 水0.1ha、り災者概数25人、り災世帯7世帯、河川1カ所。 村道上尾峠 3 カ所、篠谷線2カ所、バンド線 4 カ所、多居 谷線の計10カ所被災
昭和57年7月23日～26日	梅雨前線 集中豪雨	村道多居谷線、どんだ線被災

年 月 日	原 因	被 害 概 要
昭和57年 8月11日～19日	梅雨前線 豪雨	村道ウド線、山谷線、大仙線、樽山線、総津高市線 2カ所、 多居谷線、猿谷線、新高線の 9カ所被災
昭和57年 8月26日～27日	台風13号	村道バンド線被災
昭和57年 9月22日～25日	台風19号	村道上尾峠線被災
昭和60年 9月		村道どんだ線外 2カ所被災
平成元年 8月26日～27日	台風17号	村道総津高市線外 4カ所被災
平成 2年 8月21日～22日	台風14号	村道玉谷中野川線外 3カ所被災
平成 3年 7月 4日～ 5日	梅雨前線 豪雨	村道上尾峠線外 9カ所被災
平成 4年 8月 3日～ 4日	台風10号	村道総津高市線外 2カ所被災
平成 5年 6月18日～19日	梅雨前線 豪雨	村道多居谷臼杵線外27カ所被災
平成 5年 7月26日～28日	台風 5号	村道本郷線外 3カ所被災
平成 5年 9月 3日～ 4日	台風13号	村道中野川大内野線外5カ所被災
平成 6年 夏季	干害	農作物被害 水稲 1,235千円、果樹 199,780千円 上水道時間断水 8月22日～10月4日 応急対策事業費 45,005千円
平成 6年 9月28日～29日	台風26号	村道仙波篠谷線外 5カ所被災
平成 7年 7月 2日～ 6日	梅雨前線 豪雨	村道本郷線外 7カ所被災
平成 8年 6月19日～21日	梅雨前線 豪雨	村道本谷線外 3カ所被災
平成 8年 7月18日～20日	台風 6号	村道中野川大内野線外 1カ所被災
平成 9年 7月26日～28日	台風 9号	村道篠谷線外 3カ所被災
平成10年10月17日	台風10号	住家被害 2,962千円 全壊 1棟 一部破損 3棟 床上浸水 1棟 床下浸水 15棟 農林水産業施設被害 87,000千円 農産物被害 4,400千円 農地被害 2,000千円 公共土木施設被害 49,900千円
平成16年 6月28日	梅雨前線 豪雨	床下浸水 2棟 農林水産業施設被害 29,000千円
平成16年 9月29日	台風21号	住家被害 床上浸水 3棟 床下浸水 14棟 農林水産業施設被害 23,025千円 公共土木施設被害 23,300千円
平成17年 7月 3日	梅雨前線 豪雨	住家被害 一部破損 2棟 床上浸水 7棟 床下浸水 27棟 農林水産業施設 56,600千円 林産被害 53,000千円 公共土木施設被害 161,000千円 その他被害 9,000千円
平成17年 7月10日	梅雨前線 豪雨	住家被害 全壊 1棟 農林水産業施設 35,200千円 公共土木施設被害 7,000千円

平成21年7月26日	梅雨前線 豪雨	住家被害 床下浸水 1棟
平成22年3月10日	暴風雪	住家被害 一部破損 2棟 その他被害 1,523千円
平成23年9月20日	台風15号	住家被害 床下浸水 6棟 農林水産業施設 7,018千円 公共土木施設被害 3,795千円
平成25年9月2日～4日	豪雨	住家被害 床上浸水 1棟 床下浸水 2棟 農林水産業施設 2,300千円

## 資料 1 - 3 砥部町における主な火災

## 砥部町における主な火災

年月日		場 所	被 害 状 況		
			原 因	死傷者	備 考
平成5年	3月21日	満穂	焚き火		山林
平成6年	8月6日	高市	不明		山林
平成7年	4月7日	多居谷	不明		栗林
	11月3日	多居谷	焚き火		納屋
平成8年	12月18日	玉谷	飛び火		風呂場
平成10年	3月8日	総津	焚き火	1	人体
	4月21日	重光	乾燥機		小屋
	7月7日	宮内	配線器具		住宅
	9月6日	八倉	不明		工場
	11月15日	川井	配線器具		住宅
平成11年	2月21日	川井	石油ストーブ		住宅
	7月6日	上原町	セルモーター		特殊車両
	9月12日	拾町	排気管		乗用車
	10月17日	拾町	排気管		乗用車
	11月12日	総津	不明	1	人体・普通乗用車
平成12年	2月18日	宮内	ガスコンロ		住宅
	3月10日	宮内	電気ストーブ		住宅
	11月25日	原町	ライター		住宅
平成13年	5月4日	仙波	ストーブ		住宅
	6月12日	大南	ローソク		住宅
	7月3日	川登	電気装置		ミニローリー
平成14年	4月27日	満穂	飛び火		住宅
	7月3日	大南	ガスコンロ		工場
	8月8日	北川毛	不明		住宅
	10月19日	高尾田	電線の短絡		住宅
平成15年	7月14日～9月17日	麻生地区	放火の疑い		ビニールハウス 防鳥ネット
平成15年	9月28日	満穂	放火の疑い		バス停待合所
平成16年	7月6日	重光	放火の疑い		
	7月17日	高尾田	屋内配線		住宅倉庫
	8月12日	五本松	不明		住宅
	8月31日	高尾田	たばこ		住宅
	12月2日	上原町	屋内配線		店舗
平成17年	1月1日	鶯ノ崎	不明		住宅
平成18年	3月10日	千足	屋内配線		住宅

年月日	場 所	被 害 状 況			
		原 因	死傷者	備 考	
平成18年	4月19日	高尾田	不明		倉庫
	4月27日	宮内	機関部（電気系統）		乗用車
	7月18日	重光	不明		工事中の建物
	9月19日	高尾田	ガスコンロ		集合住宅
平成19年	1月3日	高市	不明		住宅
	2月22日	重光	焚き火	1	住宅庭
	3月3日	川井	焚き火		雑木林
	3月5日	七折	焚き火		山林
	5月22日	中野川	不明		特殊車両
	6月11日	宮内	不明		軽貨物自動車
	6月13日	大南	焚き火		竹林
	6月16日	千足	不明		山林
	8月22日	宮内	たばこ		住宅
	8月25日	川井	RDF自然発火		工場
	9月9日	高尾田	放火の疑い		住宅
	10月20日	岩谷口	排気筒		工場
	11月10日	宮内	火遊び		住宅
	12月4日	川登	不明		住宅
	12月14日	高尾田	たばこ	1	集合住宅
	12月15日	上原町	排気管		飲食店
	平成20年	4月21日	拾町	排気管	
5月1日		原町	電気配線		住宅
5月24日		千足	不明		パッカー車
8月14日		重光	焚き火		河川敷
11月3日		五本松	煙突		作業場
11月20日		八倉	電気ストーブ		住宅
平成21年	2月27日	中野川	取り灰		住宅
	4月22日	千足	煙火		山林
	5月15日	総津	不明		倉庫
	5月25日	総津	たばこ		山林
	7月10日	宮内	ガスコンロ		住宅
	7月21日	宮内	落雷		住宅
	8月8日	五本松	線香		住宅
平成22年	1月6日	大南	不明		住宅
	5月16日	五本松	配線		
	8月10日	高尾田	ローソク		
	8月23日	重信川河川敷	不明		不明
	12月11日	宮内	綿・布団類		住宅

年月日		場 所	被 害 状 況		
			原 因	死傷者	備 考
平成22年	12月20日	川井	不明		住宅
平成23年	2月26日	大南	火の粉		林野
	5月15日	川登	不明		工場
	6月28日	麻生	たばこ		住宅
	7月3日	宮内	灯明		住宅
	7月4日	高尾田	ガスコンロ		集合住宅
	9月27日	高尾田	不明		集合住宅
	10月18日	三角	不明		事務所
	12月29日	川井	不明		倉庫
平成24年	1月4日	岩谷	不明		作業場
	1月14日	宮内	コード		住宅
	2月1日	拾町	電灯等の配線		住宅
	5月5日	大南	ガステーブル		住宅
	6月20日	川登	不明		倉庫
	11月9日	岩谷口	交通機関内配線		車両
	12月12日	高尾田	排気管		車庫
	12月31日	川井	排気管		貨物自動車
平成25年	5月15日	八倉	不明		住宅
	7月10日	川井	焼却炉		果樹園
	8月26日	川井	火の粉		果樹園
	12月1日	大南	ストーブ	1	住宅
	12月11日	宮内	ガスコンロ		住宅
	12月19日	三角	放火	4	住宅

## 2. 防災上注意すべき区域等

資料2-1 急傾斜地崩壊危険箇所（I）一覧表（自然斜面）

箇所番号	指定箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定有無	指定年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度(°)	人家戸数	公共施設		
972	川井	川井	500	40	40	16	県道	有	急50. 4. 1 災50. 4. 1
973	大角蔵	大角蔵	220	40	40	8	町道・河川	有	急61. 3. 28 災61. 3. 28
974	外山B	外山	350	50	40	18	県道・河川	有	急50. 4. 1 災4. 4. 22
975	外山A	外山	400	50	60	30	県道	有	急62. 3. 24 災62. 3. 24
976	あかがね	川井	150	60	30	45	県道・町道	有	急4. 7. 17 災7. 10. 20
977	岩谷	岩谷	500	70	60	8	町道	有	急58. 3. 29 災58. 3. 29
978	川下A	川登	250	40	40	9	町道	無	
979	川下B	川登	280	150	60	11	町道	有	急63. 4. 8 災63. 4. 8
981	川中	川登	350	40	30	12	町道・国道	有	急1. 3. 31 災1. 3. 31
983	千里口	川登	250	40	40	21	国道・町道 河川	有	急49. 4. 19 災49. 4. 19
984	万年	万年	200	40	40	5	国道・県道	無	
985	高尾田	高尾田	170	10	70	11	河川	無	
2604	頭ノ向B	川井	250	30	45	30	町道	有	急3. 11. 8 災3. 11. 8
2605	下組	川井	400	50	50	19	県道	有	急6. 7. 26 災6. 7. 26
84	二ツ木	川登	200	30	30	6	町道	無	
2676	頭ノ向C	川井	70	20	40	5	町道	無	
2677	あかがねA	川井	100	20	35	8	町道	無	
2678	あかがねB	川井	150	20	40	9	町道	無	
2679	宮内	宮内	150	20	45	9	農道	無	
2680	千足	千足	150	50	30	6		無	
2681	外山C	外山	180	40	45	5	県道・河川	無	
2682	大南	大南	100	10	70	9	河川	無	
2683	岩谷口	岩谷口	100	20	40	5	町道	無	
2684	川登A	川登	150	90	50	6	農道・河川	無	
2685	川登B	川登	120	40	40	5	町道	無	
2686	川登C	川登	100	80	40	5	河川	無	
2687	万年A	万年	280	50	30	6	県道	無	
986	本村	満穂	150	110	40	20	県道	無	
987	駄馬	満穂	200	100	30	13	県道	無	
988	篠谷	満穂	80	50	40	9	町道	無	

箇所番号	指定箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定有無	指定年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度(°)	人家戸数	公共施設		
989	影組	仙波	300	60	40	7	町道	無	
990	奥組	多居谷	400	80	40	6	町道	無	
991	宮ノ脇	多居谷	200	60	40	6	町道	無	
992	本郷	多居谷	300	40	30	15	町道	無	
993	神ノ森	総津	250	80	45	3	国道	無	
994	里地	総津	300	60	40	20	町道	無	
995	総津B	総津	300	80	50	14	町道・河川□	有	急49. 4. 19 災49. 4. 19
996	久保	総津	150	100	40	13	町道	無	
998	町下	総津	200	100	40	14	町道	有	急62. 3. 24 災62. 3. 24
999	谷	高市	400	100	45	6	県道・河川□	無	
1000	石野	高市	250	80	50	5	町道	無	
1001	本村	高市	250	70	40	14	県道・町道	無	
1002	日の浦	高市	450	130	45	6	県道	無	
1003	本郷	高市	200	100	30	8	県道	無	
1004	鴨滝	高市	200	30	40	6	町道	無	
1005	日の付	高市	300	100	45	6	町道	無	
1006	黒木	中野川	250	100	35	8	県道・町道	無	
1007	谷	中野川	250	30	30	7	町道・河川□	無	
1008	中峰	中野川	300	70	40	8	農道・河川□	無	
1009	大内野	玉谷	450	60	45	26	国道・町道	無	
1010	向井	玉谷	350	80	50	7	河川	無	
1011	岡ノ下	玉谷	200	90	40	5	県道	無	
1012	池ノ谷	玉谷	130	70	50	6	町道・河川□	無	
1013	総津A	総津	140	50	40	15	町道・河川□	有	急50. 4. 1 災50. 4. 1
2688	多居谷A	多居谷	150	60	30	5	町道	無	
2689	総津C	総津	100	45	40	10	町道	無	

資料 2 - 2 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覽表（自然斜面）

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
1	原町A	原町	80	10	50	3		無	
2	原町B	原町	80	10	40	3	河川・町道	無	
3	原町C	原町	80	10	60	2	町道	無	
4	上原町A	上原町	80	10	50	1	河川	無	
5	上原町B	上原町	80	15	30	2	町道	無	
6	宮内A	宮内	60	20	30	4	町道	無	
7	宮内B	宮内	100	15	40	4	町道	無	
8	頭ノ向	川井	80	15	30	2	農道	無	
11	千足	千足	120	20	45	3	町道	無	
15	あかがねA	川井	30	30	40	1	県道	無	
16	田ノ浦	田ノ浦	100	10	60	4	町道	無	
18	七折A	七折	40	15	30	1		無	
19	大角蔵A	大角蔵	70	50	50	2		無	
20	大角蔵B	大角蔵	50	30	55	1	町道	無	
22	五本松	五本松	120	15	40	3	県道	無	
25	外山D	外山	60	20	40	3		無	
26	外山E	外山	100	8	30	3	農道	無	
28	外山F	外山	100	40	50	2		無	
29	鵜崎A	鵜崎	50	20	50	2		無	
30	鵜崎B	鵜崎	50	40	40	1	県道	無	
31	鵜崎C	鵜崎	100	30	30	3	県道	無	
39	岩谷C	岩谷	50	40	40	1	町道	無	
40	大平D	大平	100	10	50	1	町道	無	
41	大平C	大平	100	30	50	3	農道	無	
42	大平B	大平	80	20	60	2	町道	無	
43	岩谷A	岩谷	50	10	40	2	町道	無	
44	岩谷B	岩谷	20	20	30	4	町道	無	
45	川登A	川登	70	10	45	2	町道	無	
48	川登B	川登	50	30	40	1	町道・河川	無	
49	川登C	川登	50	20	40	2	河川	無	
50	川登D	川登	50	40	40	2	国道	無	

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
54	川登F	川登	50	40	45	1	町道・河川	無	
55	川登G	川登	50	25	50	1	河川	無	
57	万年	万年	40	20	35	1		無	
58	川登H	川登	100	40	40	1	町道	無	
59	宮内C	宮内	50	60	40	3	町道	無	
60	七折B	七折	50	30	50	1	県道	無	
61	大角蔵C	大角蔵	80	40	40	3	町道	無	
62	外山A	外山	50	30	40	1		無	
63	大南C	大南	40	15	50	1		無	
64	大平A	大平	50	20	45	2		無	
65	大平E	大平	50	30	50	1		無	
66	川下	川登	150	30	60	4	町道	有	急2. 5. 18 災2. 5. 18
1	篠谷	満穂	200	40	40	3	町道	無	
2	仙波A	仙波	250	50	30	3	町道	無	
3	仙波B	仙波	100	30	40	2	町道	無	
4	仙波C	仙波	50	20	40	2		無	
5	仙波D	仙波	50	20	40	1		無	
7	仙波H	仙波	50	20	50	1		無	
8	仙波J	仙波	50	30	60	1	町道・河川	無	
10	多居谷A	多居谷	50	15	30	1	町道	無	
14	多居谷B	多居谷	50	7	80	1	町道	無	
15	総津A	総津	130	70	45	2	県道	無	
16	総津B	総津	100	50	40	3		無	
17	総津C	総津	70	50	40	2	町道	無	
18	総津D	総津	150	70	40	4	町道	無	
19	中野川	中野川	100	50	40	3		無	
20	玉谷A	玉谷	100	60	50	3	県道・河川	無	
21	玉谷B	玉谷	80	70	50	3	町道	無	
22	玉谷C	玉谷	50	30	50	2		無	
24	高市A	高市	80	40	40	2	町道	無	
27	高市C	高市	60	30	45	2	町道	無	

箇所番号	指定箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定有無	指定年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度(°)	人家戸数	公共施設		
29	高市E	高市	100	50	30	2	町道	無	
31	高市G	高市	60	30	45	1		無	
32	高市H	高市	50	90	40	2	町道	無	
33	高市I	高市	50	70	50	1	町道	無	
34	高市J	高市	150	50	60	3	町道	無	
35	高市K	高市	150	40	45	2	町道	無	
36	高市L	高市	150	50	50	2	町道	無	
997	堂本	総津	130	60	40	4	国道	無	
39	上尾	玉谷	70	20	50	1	町道	無	
40	仙波E	仙波	40	8	45	1		無	
41	仙波G	仙波	50	20	60	2	町道	無	
42	黒木	中野川	50	5	30	1		無	
43	谷	中野川	50	40	40	3	県道	無	
44	中替地	玉谷	50	40	60	1	国道	無	

資料 2 - 3 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）一覧表（自然斜面）

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
5	七折	七折	180	100	35	0	河川	無	
6	大角蔵	大角蔵	150	50	36	0	河川	無	
7	外山A	外山	350	40	31	0	県道	無	
8	外山B	外山	350	60	37	0	県道	無	
9	川登A	川登	150	100	45	0	町道	無	
10	川登B	川登	100	80	40	0	河川	無	
11	万年A	万年	180	60	34	0		無	
12	万年B	万年	100	70	45	0	県道	無	

資料 2 - 4 急傾斜地崩壊危険箇所（I）一覧表（人工斜面）

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
83	万年	万年	150	40	40	7	県道	無	
85	大平	大平	150	50	30	12	町道	無	
86	千里口B	川登	250	50	45	5	町道・河川	無	
206	さかえ	宮内	400	50	40	140	町道	無	
207	外山D	外山	180	15	55	6	県道・河川	無	
87	福連	仙波	150	40	40	4	町道	無	
88	日ノ浦	中野川	300	100	40	10	県道・町道 河川	無	
89	中替地	玉谷	250	70	40	14	県道	無	
208	多居谷B	多居谷	70	10	40	5	町道	無	

資料 2 - 5 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覧表（人工斜面）

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
21	大南A	大南	100	20	50	2	県道	無	
23	外山B	外山	50	15	40	1	町道	無	
24	外山C	外山	50	10	30	1	町道	無	
33	大南B	大南	70	10	40	2	町道	無	
53	川登E	川登	200	20	30	2	国道	無	
67	あかがねB	川井	60	20	60	4	農道	無	
6	仙波F	仙波	70	40	45	2	町道	無	
11	仙波I	仙波	50	30	45	2	町道	無	
25	高市B	高市	80	40	40	3	県道	無	
28	高市D	高市	60	15	40	1	町道	無	
30	高市F	高市	60	30	30	2	町道	無	
37	高市M	高市	100	70	40	3	町道	無	

資料 2 - 6 土石流危険溪流（I）一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	下流部平均勾配 (°)	人家戸数	公共施設
I Y402 - 1050	重信川	永立寺川	東山川	宮内	0.08	0.02	12	21	0
I Y402 - 1051	重信川	永立寺川	春日谷川	宮内	0.08	0.03	9	9	0
I Y402 - 1052	重信川	永立寺川	東山隣川	永立寺	0.11	0.08	9	21	0
I Y402 - 1053	重信川	永立寺川	永立寺南谷	永立寺	0.53	0.35	8	19	0
I Y402 - 1054	重信川	砥部川	奥の谷川	千足	0.17	0.03	9	13	1
I Y402 - 1055	重信川	砥部川	南表山川	千足	0.31	0.32	8	0	3
I Y402 - 1056	重信川	砥部川	岩谷口下川	岩谷口	0.18	0.03	70	7	0
I Y402 - 1057	重信川	小岩谷川	岩谷川	岩谷	0.27	0.23	10	7	1
I Y402 - 1058	重信川	砥部川	上川中川	川中	0.17	0.04	15	6	0
I Y402 - 1059	重信川	砥部川	猪ノ谷川	川上	0.1	0.37	13	1	2
I Y402 - 1060	重信川	砥部川	砥部川	川上	0.68	3.4	12	22	1
I Y402 - 1061	重信川	万年川	銚子川	川上	0.47	2.85	12	21	1
I Y402 - 1062	重信川	万年川	長谷川	万年	0.4	0.62	10	3	1
I Y402 - 1063	重信川	万年川	駄馬川	南万年	0.2	0.15	13	5	0
I Y402 - 1064	重信川	万年川	下肥川	南万年	0.2	0.08	14	8	0
I Y402 - 1065	重信川	万年川	北万年川	万年	0.23	0.31	10	3	1
I Y402 - 1066	重信川	和田川	宮ノ谷川	外山	0.19	0.03	10	7	0
I Y402 - 1067	重信川	和田川	半谷川	外山	0.28	0.47	7	6	1
I Y402 - 1068	重信川	和田川	城谷	外山	0.52	0.28	12	17	1
I Y402 - 1069	重信川	和田川	和田川	外山	0.65	1.42	10	17	1
IY402 - 1070	重信川	和田川	西田浦川	外山	0.09	0.02	13	8	0
IY402 - 1071	重信川	和田川	田ノ浦川	外山	0.16	0.03	10	5	0
IY402 - 1072	重信川	村川	家ノ奥川	七折	0.21	0.44	8	8	0
IY402 - 1073	重信川	村川	北大角蔵西川	大角蔵	0.28	0.21	9	3	1
IY402 - 1074	重信川	村川	ギワイン川	七折	0.32	0.16	10	9	1
IY402 - 1075	重信川	村川	西喜来川	川井団地	0.29	0.05	10	21	3
IY402 - 1076	重信川	村川	オオトス川	川井	0.28	0.1	8	14	2
IY402 - 1077	重信川	村川	溝下田川	川井	0.15	0.03	10	11	0
IY402 - 1078	重信川	村川	あかがね川	宮内	0.14	0.03	9	18	1
IY402 - 1079	重信川	砥部川	スルス川	頭ノ向	0.15	0.08	10	67	2

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長(km)	流域面積(k㎡)	下流部平均勾配(°)	人家戸数	公共施設
IY402 - 1080	重信川	砥部川	城ノ向川	頭ノ向	0.14	0.08	13	17	0
IY402 - 1081	重信川	砥部川	上城向川	川井	0.17	0.02	12	18	0
IY402 - 1082	重信川	砥部川	落合川	三角	0.14	0.06	12	2	1
IY403 - 1083	肱川	玉谷川	本谷川	本村	0.37	0.14	16	8	0
IY403 - 1084	肱川	玉谷川	駄馬川	駄馬	0.889	0.04	14	3	1
IY403 - 1085	肱川	玉谷川	地蔵田川	篠谷	0.356	0.02	15	7	0
IY403 - 1086	肱川	玉谷川	神の森川	篠谷	2	0.68	30	5	0
IY403 - 1087	肱川	多居谷川	ヒンデ川	奥組	0.25	0.11	27	4	1
IY403 - 1088	肱川	玉谷川	寺山川	里地	0.379	0.15	24	11	0
IY403 - 1089	肱川	高市川	日野浦川	日の浦	1.158	0.47	10	4	1
IY403 - 1090	肱川	高市川	高市川	鴨滝影の付	0.685	0.23	10	0	1
IY403 - 1091	肱川	高市川	迫川	本村	0.191	0.05	12	9	2
IY403 - 1092	肱川	玉谷川	奥山川	中樋	0.523	0.08	27	20	2
IY403 - 1093	肱川	玉谷川	天王川	中樋	0.866	0.38	24	14	2
IY403 - 1094	肱川	中野川	滝山川	川口	0.323	0.04	25	0	1
IY403 - 1095	肱川	田渡川	中野川	中野川	1.259	1.25	8	8	1
IY403 - 1096	肱川	中野川	フロノオク川	中野川	0.225	0.03	27	8	1
IY403 - 1097	肱川	中野川	ツ々ラ川	黒木	0.183	0.11	34	3	1
IY403 - 1098	肱川	玉谷川	小三郎川	下大内野	0.375	0.19	14	8	2
IY403 - 1099	肱川	玉谷川	大内野川	大内野	0.35	0.12	10	12	2
IY403 - 1100	肱川	鍛冶屋谷川	板谷川	本郷	0.473	0.18	8	5	0
IY403 - 1101	肱川	鍛冶屋谷川	池の谷川	本郷	0.92	0.49	5	8	0
IY403 - 1102	肱川	玉谷川	竹の谷川	玉谷	0.92	0.29	18	9	1
IY403 - 1103	肱川	鍛冶屋谷川	下中替地川	三田屋敷	0.114	0.01	28	10	0
IY403 - 1104	肱川	玉谷川	下大内野川	三田屋敷	0.13	0.03	7	5	0

資料 2 - 7 土石流危険溪流（Ⅱ）一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	下流部平均勾配 (°)	人家戸数	公共施設
I Y 402 - 2024	重信川	古岩谷川	中古岩谷川	岩谷	0.26	0.17	12	2	0
I Y 402 - 2025	重信川	砥部川	カンドノ窪川	川中	0.34	2.14	9	4	0
I Y 402 - 2026	重信川	砥部川	立折	川中	0.09	0.06	22	2	0
I Y 402 - 2027	重信川	砥部川	猿谷	千里	0.27	0.21	15	1	0
I Y 402 - 2028	重信川	砥部川	奥砥部川	千里	0.39	0.11	10	1	0
I Y 402 - 2029	重信川	万年川	北万年西川	万年	0.21	0.09	8	2	0
I Y 402 - 2030	重信川	砥部川	丸田川	久保田	0.4	0.11	11	1	0
I Y 402 - 2031	重信川	砥部川	西丸田川	久保田	0.63	0.12	10	2	0
I Y 402 - 2032	重信川	和田川	西谷川	外山	0.2	0.18	7	4	0
I Y 402 - 2033	重信川	和田川	梅ノ木谷川	梅ノ木台	0.39	0.21	12	4	0
I Y 402 - 2034	重信川	和田川	中谷	鶴崎	0.33	0.14	15	3	0
I Y 402 - 2035	重信川	和田川	奥外山川	外山	0.37	0.12	8	4	0
I Y 402 - 2036	重信川	和田川	万代川	外山	0.12	0.03	15	4	0
I Y 402 - 2037	重信川	村川	北大角蔵中川	大角蔵	0.16	0.05	10	1	0
I Y 402 - 2038	重信川	村川	南大角蔵西川	大角蔵	0.26	0.14	12	2	0
I Y 402 - 2039	重信川	村川	北大角蔵下川	大角蔵	0.16	0.12	11	2	0
I Y 402 - 2040	重信川	村川	西七折川	七折	0.12	0.07	11	2	0
I Y 402 - 2041	重信川	村川	七折北谷山	七折	0.11	0.2	9	1	0
I Y 402 - 2042	重信川	村川	上七折西川	七折	0.08	0.17	8	2	0
I Y 402 - 2043	重信川	村川	上七折東川	七折	0.13	0.04	10	3	0
I Y 402 - 2044	重信川	村川	東溝下田川	川井	0.18	0.03	9	1	0
I Y 402 - 2045	重信川	砥部川	南スルス川	あかがね	0.47	0.27	9	4	0
I Y 403 - 2046	肱川	猿谷川	仙波川	下細	0.336	0.34	17	2	0
I Y 403 - 2047	肱川	猿谷川	南猿谷川	中組	1.337	0.19	30	4	0
I Y 403 - 2048	肱川	猿谷川	影浦川	影組	1.172	0.14	18	2	0
I Y 403 - 2049	肱川	玉谷川	井掘川	上山	0.055	0.08	40	1	0
I Y 403 - 2050	肱川	多居谷川	西黒蔵川	黒蔵	0.801	1.18	9	1	0
I Y 403 - 2051	肱川	玉谷川	風呂の奥川	里地	0.281	0.14	18	1	0
I Y 403 - 2052	肱川	高市川	南日野浦川	本村	0.267	0.06	10	1	0
I Y 403 - 2053	肱川	高市川	猿毛谷川	本村	0.547	0.42	6	2	0

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	下流部平均勾配 (°)	人家戸数	公共施設
I Y 403 - 2054	肱川	高市川	本谷上川	本村	0.913	0.32	9	1	0
I Y 403 - 2055	肱川	高市川	河内川	本村	0.315	0.08	25	4	0
I Y 403 - 2056	肱川	玉谷川	矢ヶ谷川	中樋	0.094	0.33	15	2	0
I Y 403 - 2057	肱川	中野川	城道川	川口	0.176	0.13	27	4	0
I Y 403 - 2058	肱川	中野川	谷ノ岡川	中峰	0.254	0.23	10	2	0
I Y 403 - 2059	肱川	中野川	ウスキ川	黒木	0.125	0.04	29	1	0
I Y 403 - 2060	肱川	中野川	上萩原川	黒木	0.352	0.05	40	4	0
I Y 403 - 2061	肱川	中野川	黒木谷川	黒木	0.248	0.06	19	4	0
I Y 403 - 2062	肱川	玉谷川	小屋ノ奥川	下大内野	0.14	0.07	15	3	0
I Y 403 - 2063	肱川	鍛冶屋谷川	北ガ迫川	三田屋敷	0.253	0.17	10	2	0
I Y 403 - 2064	肱川	玉谷川	大駄馬川	玉谷	0.59	0.3	11	4	0
I Y 403 - 2065	肱川	鍛冶屋谷川	中替地川	三田屋敷	0.15	0.02	14	4	0
I Y 403 - 2066	肱川	玉谷川	上届川	上尾	0.08	0.01	13	1	0
I Y 403 - 2067	肱川	玉谷川	砥石ヶ谷	上尾	0.161	0.05	7	2	0

資料 2 - 8 土石流危険溪流（Ⅲ）一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	下流部平均勾配 (°)	人家戸数	公共施設
I Y402 - j016	重信川	砥部川	橘谷	上原町	0.26	0.2	12	0	0
I Y402 - j017	重信川	砥部川	蔵ヶ谷	麻生	0.15	0.04	10	0	0

資料 2 - 9 崩壊土砂流出危険地区一覧表

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	地すべり区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
	大字	字		人家戸数	道路等						
1	八倉		0.65	0	町道	有	無	無	無	無	
2	田ノ浦		0.28	10	町道	無	無	無	無	無	
3	川井		0.35	30	県道	無	無	無	無	無	
4	川井		0.49	1	町道	無	無	無	無	無	
5	川井		0.6	10	県道	無	無	無	無	無	
6	川井	頭ノ向	0.34	70	町道	無	無	無	無	無	
7	岩谷		0.19	10	町道	無	無	無	無	無	
8	宮内		0.66	120	町道	無	無	無	無	無	
9	川井		0.23	5	県道	有	無	無	無	無	
10	千足		0.65	10	町道	無	無	無	無	無	
11	七折		1.43	5	県道	無	無	無	無	無	
12	七折		0.53	5	県道	有	無	無	無	無	
13	北川毛		1.14	0	町道	無	無	無	無	無	
14	大角蔵		0.18	15	町道	無	無	無	無	無	
15	大角蔵		1.43	5	町道	無	無	無	無	無	
16	外山		0.73		町道	無	無	無	無	無	
17	川登		1.52	10	国道	無	無	無	無	無	
18	岩谷		0.80	20	町道	無	無	無	無	無	
19	川登		0.59	20	町道	無	無	無	無	無	
20	川登		0.59	35	国道	無	無	無	無	無	
21	万年		0.49	10	町道	無	無	無	無	無	
22	川井		0.56	10	県道	無	無	無	無	無	
23	川井		0.30	20	町道	無	無	無	無	一部概成	
24	万年		1.22	8	県道	無	無	無	有	無	
25	田ノ浦		0.23	5		無	無	無	無	無	
26	中野川	黒木	0.1	1	県道	無	無	無	有	一部概成	
27	多居谷	宮野谷	0.62	4	町道	無	無	無	有	概成	

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	地すべり区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
	大字	字		人家戸数	道路路等						
28	七折	北谷	0.05	3	県道	有	無	無	有	概成	
29	高市	切迫	1.31	2	町道	無	無	無	無	無	
30	高市	山谷	0.28	7	町道	無	無	無	無	無	
31	高市	野地	0.08	2	県道	無	無	無	無	一部概成	
32	高市	石野	0.43	7	町道	無	無	無	無	無	
33	高市	迫	0.19	18	町道	無	無	無	無	無	
34	高市	日ノ浦	1.36	30	町道	無	無	無	無	無	
35	高市	広畑	1.29	15	農道	無	無	無	無	無	
36	高市	鴨滝	0.59	46	町道	無	無	無	無	無	
37	総津	上久保	0.5	70	町道	無	無	無	無	無	
38	多居谷	本郷	0.2	23	町道	無	無	無	無	無	
39	多居谷	奥組	0.14	13	町道	無	無	無	無	無	
40	総津	上久保	0.39	14	町道	無	無	無	無	無	
41	仙波	猿谷	0.84	34	県道	無	無	無	無	一部概成	
42	中野川	京地	0.54	13	県道	無	無	無	無	無	
43	中野川	日ノ浦	0.77	27	県道	無	無	無	無	一部概成	
44	中野川	中峰	0.47	9	県道	無	無	無	無	無	
45	満穂	篠谷(北地原)	1.54	10	県道	無	無	無	無	無	
46	満穂	篠谷(北向谷)	2.28	4	県道	無	無	無	無	一部概成	
47	玉谷	大内野(栗ノ木サコ)	0.26	32	国道	無	無	無	無	概成	
48	玉谷	安居谷	0.46	32	県道	無	無	無	無	無	
49	総津	上久保	0.45	10		無	無	無	無	無	
50	高市	高市	0.98	0	県道	無	無	無	無	無	
51	満穂	篠谷	0.45	13	県道	無	無	無	無	無	
52	満穂	篠谷(黒木)	0.69	10	町道	無	無	無	有	無	
53	満穂	篠谷(滝畑)	1.22	11	県道	無	無	無	無	無	
54	高市		0.69	10	県道	無	無	無	無	無	
55	総津	上久保	1.00	10	町道	無	無	無	無	無	

資料2-10 山腹崩壊危険地区一覧表

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等 道		保 安 林 等	他の法令等の指定	荒 廃 状 況	治 山 事 業 進 捗 状 況	備 考
	大字	字		人 家 戸 数	路 等					
1	外山	外山	3	5		無	無	無	無	
2	岩谷	岩谷	2	2	国道	無	無	無	無	
3	岩谷	岩谷	1	20	町道	無	無	無	無	
4	万年	万年	1	3		無	無	無	無	
5	万年	万年	1	3	町道	無	無	無	無	
6	万年	万年	1	4	町道	無	無	無	無	
7	川登	川中	4	18	国道	無	無	無	無	
8	川登	川中	4	9	国道	無	無	無	概成	
9	川登	川中	2	15		無	無	有	無	
10	川登	川上	7	3	国道	無	無	無	無	
11	川登	二ツ木	2	3		無	無	無	無	
12	川登	立野	2	4		無	無	無	無	
13	川登	立野	2	10		無	無	無	無	
14	川登	立野	1	3		無	無	無	無	
15	重光	重光	1	20		無	無	無	無	
16	川井	頭ノ向	2	10	町道	無	無	無	無	
17	原町	原町	2	6	町道	無	無	無	無	
18	七折	七折	1	5		無	無	無	無	
19	七折	七折	3	2	町道	無	無	無	無	
20	大角蔵	大角蔵	2	3		無	無	無	無	
21	宮内	宮内	1	11	国道	無	無	無	無	
22	川井	川井	4	35	県道	無	無	無	無	
23	川井	川井	1	14	県道	無	無	無	無	
24	万年	万年	2	40	国道	無	無	無	概成	
25	川井	川井	2	5	県道	無	無	無	無	
26	玉谷	鍛冶屋	1	0	町道	無	無	有	一部概成	
27	大南		1	0	町道	無	有	有	概成	

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
	大字	字		人家戸数	道路等					
28	七折		1	3	町道	無	無	無	既成	
29	川登		4	5	国道	無	無	無	無	
30	総津	神の森	2	0		無	無	無	無	
31	満穂		4	30	町道	無	無	無	無	
32	満穂	上尾	4	4	国道	無	無	無	無	
33	玉谷		3	8	県道	無	無	無	無	
34	玉谷		2	8	県道	無	無	無	無	
35	玉谷		1	12	町道	無	無	無	無	
36	玉谷		2	8	県道	無	無	無	一部概成	
37	玉谷		2	15	町道	無	無	無	無	
38	満穂	篠谷	1	4	国道	無	無	無	無	
39	玉谷		3	10	町道	無	無	無	無	
40	玉谷		3	12	国道	無	無	無	無	
41	満穂	篠谷	3	17	町道	無	無	無	無	
42	玉谷		3	18	町道	無	無	無	無	
43	玉谷		6	55	国道	無	無	無	一部概成	
44	中野川		3	8	県道	無	無	無	無	
45	中野川		4	12	県道	無	無	無	無	
46	中野川		2	11	県道	無	無	無	無	
47	仙波	猿谷	1	4	県道	無	無	無	無	
48	仙波	猿谷	2	10	県道	無	無	無	無	
49	仙波	猿谷	2	10	県道	無	無	無	無	
50	中野川	京地	1	5	県道	無	無	無	無	
51	中野川		1	3	県道	無	無	無	無	
52	中野川	黒木	2	18	県道	無	無	無	無	
53	中野川		3	6	県道	無	無	無	無	
54	総津	河口	2	10	県道	無	無	無	無	
55	総津		1	10		無	無	無	無	
56	高市		2	10	県道	無	無	無	無	

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
	大字	字		人家戸数	道路等					
57	高市		3	16	県道	無	無	無	無	
58	高市		3	25	県道	無	無	無	無	
59	高市		2	16	町道	無	無	無	無	
60	高市		1	8	町道	無	無	無	無	
61	総津		4	15		無	無	無	無	
62	総津		1	18	国道	無	無	無	無	
63	総津		1	11	町道	無	無	無	無	
64	総津		2	20	国道	無	無	無	無	
65	総津		1	10	町道	無	無	無	無	
66	高市	石野	1	10	県道	無	無	無	無	
67	高市	野地	1	15	県道	無	無	無	無	
68	高市	谷	4	8	県道	無	無	無	無	
69	総津	多居谷	4	10	県道	無	無	無	無	
70	総津	多居谷	2	8	県道	無	無	無	無	
71	総津	多居谷	3	5	町道	無	無	無	無	
72	高市		2	5		無	無	無	一部概成	

資料 2-1-1 地すべり危険箇所及び地すべり危険地区一覧表

地すべり防止区域（農林省所管）

地区名	指定年月日	告示番号	指定地面積等	
高市両方田	S35.9.13	896	20.20ha	完
高市日の浦	〃	898	17.20ha	完
高市切迫	〃	899	13.22ha	完
高市山谷	〃	900	8.79ha	完
高市石野	〃	897	12.00ha	完
高市野地	〃	901	12.00ha	完
高市平畑	〃	902	23.00ha	完
多居谷	S38.4.18	487	25.00ha	完
黒蔵	S42.12.20	1,918	17.60ha	完
東奥組	S44.3.31	450	30.00ha	完
京地	〃	447	50.00ha	完
猿谷	S48.2.21	234	127.50ha	完
中峰	S48.3.14	444	20.50ha	完
麻生	S53.3.19	395	18.00ha	完

地すべり危険箇所（国土交通省所管）

鴨滝	S34.10.12	1,968	15.00ha
総津	S35.8.13	1,598	50.50ha
中野川	S36.5.24	1,114	16.27ha
大内野	H4.5.28	1,162	16.00ha

地すべり防止区域（林野庁所管）

多居谷(奥組)	S38.12.21	農林省告示 1,621	10.00ha
---------	-----------	-------------	---------

資料 2 - 1 2 土砂災害警戒区域等一覧表

No.	所在地	区域名	自然現象の種類	箇所・溪流番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	砥部町 宮内	東山隣川	土石流	402-1052	有	有
2	砥部町 千足	奥の谷川	土石流	402-1054	有	有
3	砥部町 岩谷	岩谷川	土石流	402-1057	有	有
4	砥部町 川登	砥部川	土石流	402-1060	有	有
5	砥部町 川登	銚子川	土石流	402-1061	有	有
6	砥部町 万年	長谷川	土石流	402-1062	有	有
7	砥部町 万年	北万年川	土石流	402-1065-1	有	有
8	砥部町 万年	北万年川	土石流	402-1065-2	有	有
9	砥部町 万年	北万年川	土石流	402-1065-3	有	有
10	砥部町 外山	半谷川	土石流	402-1067	有	有
11	砥部町 外山	城谷	土石流	402-1068	有	有
12	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-1	有	有
13	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-2	有	有
14	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-3	有	有
15	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-4	有	有
16	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-5	有	有
17	砥部町 川井	ギワソ川	土石流	402-1074	有	有
18	砥部町 川井	西喜来川	土石流	402-1075	有	有
19	砥部町 川井	オオトス川	土石流	402-1076	有	有
20	砥部町 川井	溝下田川	土石流	402-1077	有	有
21	砥部町 川井	あかがね川	土石流	402-1078	有	有
22	砥部町 川井	城ノ向川	土石流	402-1080	有	有
23	砥部町 川井	上城向川	土石流	402-1081	有	有
24	砥部町 満穂	駄馬川	土石流	403-1084	有	有
25	砥部町 多居谷	ヒンデ川	土石流	403-1087	有	有
26	砥部町 総津	寺山川	土石流	403-1088-1	有	有
27	砥部町 総津	寺山川	土石流	403-1088-2	有	有
28	砥部町 高市	高市川	土石流	403-1090-1	有	有
29	砥部町 高市	高市川	土石流	403-1090-2	有	有
30	砥部町 高市	迫川	土石流	403-1091	有	有
31	砥部町 総津	奥山川	土石流	403-1092	有	有
32	砥部町 総津	滝山川	土石流	403-1094	有	有
33	砥部町 中野川	フロノオク川	土石流	403-1096	有	有
34	砥部町 中野川	ドンド川	土石流	403-1097	有	有
35	砥部町 玉谷	小三郎川	土石流	403-1098	有	有
36	砥部町 玉谷	大内野川	土石流	403-1099	有	有
37	砥部町 玉谷	竹の谷川	土石流	403-1102	有	有
38	砥部町 玉谷	下中替地川	土石流	403-1103	有	有
1	砥部町 川登	二ツ木	急傾斜地の崩壊	402- I -84(1)	有	有
2	砥部町 大平	大平	急傾斜地の崩壊	402- I -85(2)	有	有
3	砥部町 宮内	さかえ	急傾斜地の崩壊	402- I -206(2)	有	有
4	砥部町 万年	万年	急傾斜地の崩壊	402- I -984(1)	有	有
5	砥部町 高尾田	高尾田	急傾斜地の崩壊	402- I -985(1)	有	有
6	砥部町 川井	あかがねB	急傾斜地の崩壊	402- I -2678(1)	有	有
7	砥部町 川登	川登C	急傾斜地の崩壊	402- I -2686(1)	有	有
8	砥部町 仙波	福連	急傾斜地の崩壊	403- I -87(2)	有	有
9	砥部町 中野川	日ノ浦	急傾斜地の崩壊	403- I -88(2)	有	有
10	砥部町 玉谷	中替地	急傾斜地の崩壊	403- I -89(2)	有	有
11	砥部町 満穂	本村	急傾斜地の崩壊	403- I -986(1)	有	有
12	砥部町 多居谷	宮ノ脇	急傾斜地の崩壊	403- I -991(1)	有	有
13	砥部町 総津	神ノ森	急傾斜地の崩壊	403- I -993(1)	有	有
14	砥部町 総津	里地	急傾斜地の崩壊	403- I -994(1)	有	有
15	砥部町 総津	久保	急傾斜地の崩壊	403- I -996(1)	有	有
16	砥部町 高市	谷	急傾斜地の崩壊	403- I -999(1)	有	有
17	砥部町 中野川	黒木	急傾斜地の崩壊	403- I -1006(1)	有	有
18	砥部町 玉谷	大内野	急傾斜地の崩壊	403- I -1009(1)	有	有
19	砥部町 総津	総津A	急傾斜地の崩壊	403- I -1013(1)	有	有
20	砥部町 総津	総津C	急傾斜地の崩壊	403- I -2689(1)	有	有

### 3. 消防・水防関係

資料3-1 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表

車両	区分		車名	排気量	級別 ポンプ 製作所	経過 年数	登録年月日	登録番号	備考
	種別								
砥部 消防 署	ポンプ	31号車	日野	4,000cc	A2 モリタ	4年	H22.3.26	愛媛800す3069	C A F S 水量0.6t
	水槽	32号車	三菱	8,200cc	芝浦	14年	H11.4.27	愛媛800さ 869	水量3 t
	ポンプ積載車		日産	2,000cc	B2 芝浦	8年	H18.2.24	愛媛800す 146	
	救急車		トヨタ	3,400cc		8年	H18.3.16	愛媛800す 201	
	査察広報車		ダイハツ	660cc		7年	H18.7.26	愛媛880あ 284	
	指揮車		日産	1,800		14年	H11.7.19	愛媛800さ1118	広田より 配置換え
	カブ		ホンダ	90cc		20年	H5.7.19	砥部町に 70	
広砥 田部 出消 張防 所署	ポンプ車		日野	4,000cc	A2 モリタ	2年	H24.1.20	愛媛800す4030	C A F S 水量0.6t
	救急車		日産	3,500cc		1年	H25.1.29	愛媛88す4597	
	カブ		ホンダ	50cc		16年	H10.2.19	広田村非 51	

資料 3 - 2 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表

伊予消防等事務組合消防署砥部・広田出張所無線設備一覧表

設置場所	局 種	呼出名称	型 式	出 力	購入年月日	
砥部消防署	砥部消防署	基地局	いよしょうぼう とべ	F 3 E	10W	H 9 . 10 . 17
		卓上型 移動局	いよしょうぼう とべ1	F 2 D	10W	H23 . 3 . 12
	ポンプ 31号車	車載型 移動局	いよしょうぼう 31	〃	5W	H23 . 3 . 12
	水 槽 32号車	〃	いよしょうぼう 32	〃	5W	H23 . 3 . 13
	救急車	〃	いよきゅうきゅう 3	〃	5W	H23 . 3 . 12
	積載車	〃	いよしょうぼう 33	〃	5W	H23 . 3 . 12
	広報車	〃	いよしょうぼう 34	〃	5W	H23 . 3 . 12
	指揮車	〃	いよしょうぼう 35	〃	5W	H23 . 3 . 12
	携帯用		いよきゅうきゅう 103	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 301	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 302	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 303	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 304	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 305	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 306	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 307	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 36	F 3 E	5W	H15 . 3 . 31
	〃	〃	いよしょうぼう 37	〃	5W	H19 . 3 . 1
	〃	〃	いよしょうぼう 38	〃	5W	H12 . 10 . 19
	〃	〃	いよしょうぼう 39	〃	5W	H21 . 11 . 18
	〃	〃	いよしょうぼう 311	〃	5W	H14 . 4 . 15
	〃	〃	いよしょうぼう 312	〃	5W	H12 . 2 . 16
	〃	〃	いよしょうぼう 313	〃	5W	H15 . 3 . 31
	〃	〃	いよしょうぼう 314	〃	5W	H19 . 3 . 1
〃	〃	いよしょうぼう 315	〃	5W	H7 . 3 . 3	

砥部消防署 広田出張所	広田出張所	基地局	いよしょうぼうひろた	F 3 E	10W	S 59. 3. 12
		卓上型 移動局	いよしょうぼうひろた1	F 2 D	10W	H 23. 3. 12
	ポンプ車	車載型 移動局	いよしょうぼう 41	〃	5W	H 23. 3. 12
	救急車	〃	いよきゅうきゅう 4	〃	5W	H 9. 10. 17
	携帯用	携帯型 移動局	いよきゅうきゅう 104	〃	1W	H 23. 3. 12
	〃	〃	いよしょうぼう 401	〃	1W	H 23. 3. 12
	〃	〃	いよしょうぼう 402	〃	1W	H 23. 3. 12
	〃	〃	いよしょうぼう 403	〃	1W	H 23. 3. 12
	〃	〃	いよしょうぼう 43	F 3 E	1W	S 62. 1. 10
	〃	〃	いよしょうぼう 45	〃	5W	H 20. 10. 2
	〃	〃	いよしょうぼう 46	〃	1W	H 7. 6. 23
	〃	〃	いよしょうぼう 47	〃	5W	H 22. 7. 22
	〃	〃	いよしょうぼう 48	〃	5W	H 20. 10. 2
	〃	〃	いよしょうぼう 49	〃	5W	H 16. 8. 4

消防無線

(アナログ) 1 CH 152.01MHz z 第1市町村波 5 CH 148.75MHz z 第2全国共通波  
 2 CH 152.81MHz z 県内共通波 6 CH 154.15MHz z 第3全国共通波  
 3 CH 153.75MHz z 第2市町村波 7 CH 158.35MHz z 防災相互波  
 4 CH 150.73MHz z 第1全国共通波

(デジタル)

基地局 1 CH 273.46250MHz z 消防波 1 4 CH 274.90625MHz z 統制波 1 (全国)  
 2 CH 273.32500MHz z 消防波 2 5 CH 274.23125MHz z 統制波 2 (全国)  
 3 CH 274.38125MHz z 主運用波 (県波) 6 CH 274.53125MHz z 統制波 3 (全国)

移動局 1 CH 264.46250MHz z 消防波 1 4 CH 265.90625MHz z 統制波 1 (全国)  
 2 CH 264.32500MHz z 消防波 2 5 CH 265.23125MHz z 統制波 2 (全国)  
 3 CH 265.38150MHz z 主運用波 (県波) 6 CH 265.53125MHz z 統制波 3 (全国)

## 資料3-3 消防水利の現況

## 消防水利の現況

平成26年11月5日 現在

区名	消火栓		防火水槽		井戸	用水路	自然水利・ため池等
	40m <sup>3</sup> 以上	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満			
八倉		7	14		2		
重光	11	3	10				赤坂泉
拾町	4	3	3				JA全農えひめ北側水路
麻生	10	5	1	1			砥部川
三角	4	2	3				砥部川
田ノ浦				1			
八瀬	4	9	1				
県団地		8					
上野	5	2					小谷川池
高尾田	12	28	7		1		小谷川池・御坂川
南ヶ丘北		4	1				小谷川池
南ヶ丘	6	2	1	2			
原町	4	11	1	1			小谷川池
上原町	3	4	3				砥部川・天下田下池 県総合公園入口庭園
頭ノ向	5	5	0				砥部川・大畑池
あかがね	5	2					
大畑	2	2					村川
川井団地	2	2	1				村川
川井	4	5					村川
桜ヶ丘	3		1				大畑池
砥部一番団地		2	1				
七折		3	1				
大角蔵			1				
山並		8					砥部川
永立寺	4	3					永立寺池
さかえ	7	2					林久池
幸田	4	1					砥部川
上南台	4		1				幸田池
宮内	26	13	2	1			砥部川・砥部中プール
宮内ニュータウン		2	1				
千足	9	1					林久池
向南台	7	2	1				砥部川
富士	3						砥部川
北川毛	19	2	1				和田川
五本松	11	6	3	1			和田川
外山		13	1	1			上原池
鵜ノ崎			1				
射場	3						
戎	4			1			和田川
上ノ山	8						和田川
中通	3		1				
客	8	1					砥部川

区名	消火栓		防火水槽		井戸	用水路	自然水利・ため池等
	40m <sup>3</sup> 以上	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満			
天神	6	5	1				原池・砥部小プール
大谷	4	2					長生寺池
久保田	7	4	1	1			野地池
岩谷口	5	2					砥部川・公民館プール
岩谷	2	1	1	1			
大平		3	1				
川下	1	3					砥部川
川中		4					砥部川
川上		2					砥部川
立野				0			
二ツ木							
千里			1	1			
万年			1				万年川
満穂				9			農業用ため池
篠谷							
玉谷			2	7			鍛冶屋谷川
中野川				9			
仙波			1	8			玉谷川
多居谷			1	6			
総津	7	19	2	5			玉谷川
高市				14			高市川

資料3-4 消防団車両・資機材一覧表

消防団車両・資機材一覧表

種別	分団名	車名	ポンプ 製作所	馬力 排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号
ポン プ車	第3分団	いすゞ	小川	120PS	A2級	20	H6.3.24	88す1133
	第6分団	三菱	〃	〃	〃	18	H8.3.18	88す2798
		2台						
小 型 ポ ン プ 積 載 車	本団	トヨタ		2,000cc		11	H15.1.9	800さ5067
	第1分団	〃		〃		12	H14.1.22	800さ4125
	第2分団	〃		〃		13	H13.1.24	800さ2958
	第4分団	〃		〃		17	H9.2.27	800す3647
	第5分団	日産		1,800cc		9	H16.12.20	800す9113
	第7分団	トヨタ		2,000cc		14	H12.2.23	800さ1752
	第8分団	日産		〃		10	H15.12.17	800さ8120
	第9分団	〃		〃		11	H15.1.27	800さ5097
	第10分団	トヨタ		〃		16	H9.12.17	88す4395
	第11分団	ダイハツ		660cc			H25.11.28	880あ1454
	〃	日産		3,000cc		3	H23.2.17	800す3520
	〃	〃		3,000cc		5	H21.2.23	800す2289
	第12分団	ダイハツ		660cc		2	H24.2.20	880あ1199
	〃	ニッサン		3,000cc		4	H21.12.10	800す2822
	第13分団	〃		1,800cc		10	H15.10.10	800さ5816
	第14分団	いすゞ		3,000cc		4	H22.3.29	800す3076
	16台							

種別	分団名	車名	ポンプ 製作所	馬力 排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号
小 型 動 力 ポ ン プ	本 団		トーハツ	4 p s	D 1 級	26	S 63. 3. 31	3 台
	第 1 分団		〃	30 p s	B 3 級	2	H 24. 11. 20	
	第 2 分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27	
	第 4 分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27	
	第 5 分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27	
	第 7 分団		〃	4 p s	D 1 級	25	S 63. 3. 31	
	〃		〃	30 p s	B 3 級	1	H 24. 11. 20	
	第 8 分団		〃	〃	〃	1	H 24. 11. 20	
	第 9 分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27	
	第 10 分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27	
	第 11 分団		〃	〃	〃	18	H 7. 12. 5	
	〃		〃	〃	〃	1	H 25. 7. 11	
	〃		〃	38 p s	〃	13	H 12. 7. 14	
	第 12 分団		〃	46 p s	〃	6	H 19. 12. 17	
〃		〃	〃	〃	7	H 18. 11. 29		
第 13 分団		〃	〃	〃	10	H 15. 10. 10		
第 14 分団		〃	30 p s	〃	4	H 22. 3. 29		
ン プ	婦人防火 クラブ	総 津	トーハツ	4 p s	D 1 級	23	S 61. 9. 16	
		玉 谷	シバウラ	〃	〃	22	S 62. 8. 28	
		高 市	ラビット	〃	〃	21	S 63. 8. 5	
		満徳、仙城、玉谷	トーハツ	〃	〃	20	H 1. 8. 9	3 台
		団 1 9 台	婦防 6 台					

## 資料3-5 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

### 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、大洲市、伊予市、砥部町、内子町及び久万高原町とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に揚げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援市町の消防長及び消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援市町の消防長又は消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。  
この協定の締結を証するため、本7通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。
- 2 「伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書」(昭和60年4月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

記名押印略

## 中予地区広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条に基づき、松山地区新広域市町村圏域内における大規模火災、その他特殊災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村及び消防にかかわる一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防相互応援について定めるものとする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させるものとする。

- (1) 普通応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発生地の市町村等の長の要請をまたずに行う応援
- (2) 特別応援 市町村等の区域内に災害が発生した場合で発生地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(応援要請の方法)

第3条 前条第2号の応援要請は、災害発生の市町村等の長から応援を求める市町村等に長に対し電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請を行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別及び概況
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援を要請する応援隊等の種類及び数量
- (4) 応援隊の到着場所及び日時
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の区域内の警備に支障のない範囲において行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ車等1台)とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強する。
- (2) 特別応援は、市町村等の長からの要請内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長
- (2) 応援隊等の規模
- (3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接指揮することができるものとする。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告するものとする。

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。ただし、重要事案が生じた場合は、関係市町村等の間においてその都度協議するものとする。

- (1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、資機材等（化学消化薬剤を含む。）で要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の補食又は燃料補給等の経費は、受援市町村等が負担するものとする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療費は、受援市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出勤若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料（別紙様式）を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

(付則)

この協定は平成2年8月1日から実施する。

記名押印 〔略〕

様式 〔略〕

## 資料3-7 愛媛県消防広域相互応援協定書

### 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法(昭和22法律第226号)第21条の規定に基づき、愛媛県下の市町及び消防一部事務組合(以下「市町等」という。)が、消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、市町等における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

(協定区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

(災害の種別及び規模)

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

(応援要請)

第4条 この協定に定める前条各号の災害が発生した場合、被災地の市町等の長(以下「受援側の長」という。)は、他の市町等の長(以下「応援側の長」という。)に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊(以下「応援隊」という。)の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災又は救急救助事故等(以下「近隣火災等」という。)を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。この場合は、原則として応援隊は1隊(消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材)とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

(応援要請方法等)

第5条 応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

(応援の体制)

第6条 応援の体制は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第1次広域応援体制

第3条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの。

(2) 第2次広域応援体制

第3条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの。

(3) その他の広域応援体制

その他前各号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの。

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援又は第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合、次の各号の事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書（別紙様式2）を要請側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当・旅費・日当・宿泊費等)、車両・資機材の燃料費及び機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む)で、要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の食料又は燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度当事者間において協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等(別に定める様式)を取りまとめ、同年4月20日までに相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長

会において協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付で締結した「愛媛県消防広域相互応援協定書」は平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月1日

記名押印〔略〕

様

印

愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

記

災害の種別			
災害の発生日時	平成	年	月 日 時 分
災害の発生場所			
要請者名			
応援要請受信日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の出動種別			
応援隊の出発日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の到着（予定）日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の出動場所			
応援隊の長（職・氏名）			
応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数		
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰着時刻	走行距離	
	時 分	km	
応援隊の活動状況			
その他必要な事項			

資料 3 - 8 水防区域一覽表

水防区域一覽表

No.	水防施設	箇所	場所	延長	危険状態	被害予想区域	所轄分団	避難場所
1	永立寺川	左右岸	宮内	300m	溢水	宮内	第 4	文化会館
2	砥部川	左岸	川上	50m	溢水	川上	第 9 . 1 0	砥部小学校
3	〃	〃	川中	50m	溢水	川中	〃	〃
4	重信川	左岸	重光		赤坂用水樋管	重光	第 1 . 2	麻生小学校
5	〃	〃	拾町		古樋樋門	拾町	〃	〃
6	〃	〃	拾町		重信大橋	拾町・重光	〃	〃
7	〃	〃	高尾田		重信橋	高尾田・八瀬	〃	〃
8	玉谷川	左右岸	総津	190m	溢水	総津	第13	多居谷神社 多居谷集会所

資料3-9 水防資機材保有状況一覧表

水防資機材保有状況一覧表(平成26年4月1日現在)

品名	単位	数量	品名	単位	数量	
むしろ	枚	—	スコップ	丁	17	
ビニールシート	枚	24	くわ	丁	3	
ビニール土のう	枚	200	雁爪	丁	1	
杭・丸太	1 m	本	14	鋤れん	丁	9
	2 m	本	—	掛矢	丁	9
	3 m	本	—	金づち	丁	1
	4 m	本	—	ペンチ	丁	4
	5 m	本	—	鎌	丁	2
縄	巻	2	のこぎり	丁	5	
鉄線	kg	40	おの・なた	丁	2	
ビニールロープ	巻	1	鉄線ばさみ	丁	3	
つるはし	丁	3	しの	丁	3	
鳶口	丁	2	片口ハンマー	丁	3	
バール	丁	1	胸付長靴	足	4	
消防ホース	本	3	火ばさみ	丁	60	
消防ホース(小)	本	1	クリッパー	丁		

(備蓄場所：砥部町役場)

品名	単位	数量	品名	単位	数量	
むしろ	枚	—	スコップ	丁	—	
ビニールロープ	巻	—	くわ	丁	2	
ビニール土のう	枚	200	ビニールシート	枚	6	
杭・丸太	1 m	本	34	鋤れん	丁	5
	2 m	本	—	掛矢	丁	—
	3 m	本	—	ハンマー	丁	2
	4 m	本	—	ペンチ	丁	3
	5 m	本	—	かま	丁	5
縄	巻	3	のこぎり	丁	—	
鉄線	Kg	10	おの・なた	丁	1	
ロープ	巻	2	鉄線ばさみ	丁	1	
つるはし	丁	4	しの	丁	1	
金づち	丁	1				

(備蓄場所：高尾田水防倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量
杭・丸太 (1m)	本	11			

(備蓄場所：重光水防倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量	
むしろ	枚	5	スコップ	丁	2	
麻袋	枚	—	くわ	丁	—	
ビニール土のう	枚	800	雁爪	丁	1	
杭・丸太	1 m	本	5	鋤れん	丁	6
	2 m	本	—	掛矢	丁	—
	3 m	本	—	ハンマー	丁	4
	4 m	本	—	ペンチ	丁	3
	5 m	本	—	鎌	丁	9
縄	巻	2	のこぎり	丁	9	
鉄線	kg	20	おの・なた	丁	3	
ロープ	巻	1	照明灯	個	3	
つるはし	丁	3	発電機	台	6	

(備蓄場所：ひろた交流センター、広田小体育館横倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ビニール土のう	枚	900	スコップ	丁	5

(備蓄場所：玉谷水防倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ビニール土のう	枚	800	スコップ	丁	4

(備蓄場所：高市水防倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ビニール土のう	枚	2,600	スコップ	丁	44

(備蓄場所：砥部消防署土のう備蓄庫)

#### 4. 情報収集及び広報関係

資料4-1 様式1 災害発生報告

様式 1

災 害 発 生 報 告

砥 部 町

受信時刻 月 日 時 分

発信者 \_\_\_\_\_

受信者 \_\_\_\_\_

1 災害発生の日時							年	月	日	時	分
2 災害発生場所											
3 災害発生原因											
4 災 害 の 概 況	(1) 状 況										
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 令	職 業	住 所	備 考					
	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 令	職 業	所 在 地	被 害 状 況					
5 災 害 に 対 し て と ら れ た 措 置	(1) 主な措置										
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世帯数	人 員	避 難 先	命令、勧告、自主の別、その他					
(3) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防機関 _____名、消防団員 _____名、計 _____名 イ 主な活動内容（使用した機材を含む）											

資料4-2 様式2の(1) 中間・最終報告(共用)

様式2の(1)

中間報告・最終報告(共用)

発信機関				区 分			被 害	区 分		被 害	
報 告 第 報				11	(1) 流失、埋没	ha		34	公共文教施設	千円	
号( 月 日 時現在)					田	(2) 冠 水		ha	35	農林水産業施設	
報告者名				12		(1) 流失、埋没	ha		36	公共土木施設	千円
受領者名					畑	(2) 冠 水	ha		37	その他の公共施設	千円
区 分			被 害	13		文教施設	箇所	38	小 計	千円	
1 死 者				人	14	病 院	箇所	39	公共施設被害	団体	
2 行方不明者			人		15	道 路	箇所		市 町 村 数		
3	負 傷 者	(1) 重傷		人	16	橋 り ょ う	箇所	そ		40	農産被害
		(2) 軽傷	人						17		
4	全 壊	棟			18	港 湾	箇所	の		42	畜産被害
			世帯								
人		20		清 掃 施 設	箇所	他	44	商工被害		千円	
			棟								21
5	半 壊	棟			22	鉄 道 不 通	箇所	46		被 害 総 額	
			世帯								23
人		24		水 道	戸						
			6			一 部 破 損	棟		25	電 話	回線
世帯		26		電 気	戸						
			人				27	ガ ス	戸		
7	床 上 浸 水	棟			28					ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所
			世帯				29	り 災 世 帯 数	世 帯		
人		30		り 災 者 数	人					消 防 機 関 の 活 動 状 況	
			8			床 下 浸 水	棟		31		建 物
世帯		32		危 険 物	件						
			人				33	そ の 他	件		
9	公 共 建 築	棟			火 災 発 生						
			10			そ の 他	棟				

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概況							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出 動 状 況	49 消 防 団	人	51 警 察 官	人	53 自 衛 隊	人	
	50 消 防 吏 員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不 通 道 路 橋 り よ う 名				

--	--

資料4-3 様式2の(2) 被害状況内訳表

様式2の(2)

被害状況内訳表

区 分		符号	被害量	被害額(千円)	備考	
一 般 被 害	人的被害	死者	1	人		
		行方不明	2	人		
		負傷者	重傷	3	人	
			軽傷	4	人	
			小計	5	人	
	住家被害	全壊	棟数	6	棟	
			世帯	7	世帯	
			人員	8	人	
		半壊	棟数	9	棟	
			世帯	10	世帯	
			人員	11	人	
		一部破損	棟数	12	棟	
			世帯	13	世帯	
			人員	14	人	
		床上浸水	棟数	15	棟	
			世帯	16	世帯	
			人員	17	人	
	床下浸水	棟数	18	棟		
		世帯	19	世帯		
		人員	20	人		
非住家被害	全壊及び半壊	21	棟			
被災世帯	り災世帯	22	世帯			
	り災者	23	人			
県有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	24	箇所		
		その他の行政財産	25	箇所		
		普通財産	26	箇所		
		県立大学	27	箇所		
		その他	28	箇所		
		小計	29	箇所		
市町村有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	30	箇所		
		その他の行政財産	31	箇所		
		普通財産	32	箇所		
		その他	33	箇所		
		小計	34	箇所		
計		35	箇所			

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
厚 生 関 係 被 害	社 会 福 祉 施 設	生 活 保 護 施 設	36	箇所		
		身障更正保護施設	37	箇所		
		老 人 福 祉 施 設	38	箇所		
		児 童 福 祉 施 設	39	箇所		
		婦 人 保 護 施 設	40	箇所		
		そ の 他	41	箇所		
		小 計	42	箇所		
	医 療 施 設	伝 染 病 棟	43	棟		
		伝 染 病 舎	44	棟		
		公 的 病 院	45	箇所		
		私 的 病 院	46	箇所		
		そ の 他	47	箇所		
		小 計	48			
	環 境 衛 生 施 設	水 道 施 設	49	箇所		
		下 水 道 施 設	50	箇所		
		清 掃 施 設	51	箇所		
		そ の 他	52	箇所		
		小 計	53	箇所		
	計	54				
	商 工 労 働 関 係 被 害	中 小 企 業	建 物 (住宅部分除く)	55	棟	
			機 械 設 備	56	箇所	
商品、原材料、仕掛品			57	箇所		
そ の 他			58	箇所		
小 計			59			
鉦 工 業		建 物	60	箇所		
		機 械 設 備	61	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	62	箇所		
		そ の 他	63	箇所		
		小 計	64	箇所		
観 光 施 設		ホ テ ル ・ 旅 館	65	箇所		
		観 光 施 設	66	箇所		
		そ の 他	67	箇所		
		小 計	68	箇所		
計		69				

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
農	施 設	畜産関係	70	箇所	
		蚕糸関係	71	箇所	
		園芸関係	72	箇所	
		入植関係	73	箇所	
		その他	74	箇所	
		小計	75	箇所	
	設	畜産関係	76	箇所	
		蚕糸関係	77	箇所	
		園芸関係	78	箇所	
		入植関係	79	箇所	
		その他	80	箇所	
		小計	81	箇所	
関 係	牧 野 地	82	ha		
	牧 野 施 設	83			
	果樹、桑樹、茶樹の樹体被害	84	ha		
	地方公共団体等の施設	畜産関係	85	箇所	
		蚕糸関係	86	箇所	
		園芸関係	87	箇所	
入植関係		88	箇所		
その他	89	箇所			
小計	90	箇所			
計		91			
被 害	農 畜 産 物 等	水 陸 稲	92	ha t	
		麦 類	93	ha t	
		野 菜	94	ha t	
		果 樹	95	ha t	
		園 芸 作 物	96	ha t	
		茶	97	ha t	
		桑	98	ha t	
		飼 料 作 物	99	ha t	
		その他	100	ha t	
		小 計	101	ha t	

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農 林 関 係 被 害	農 畜 産 物 等	家 畜	家 畜	102		
			畜 産 物	103		
		畜 等	繭	104		
			そ の 他	105		
			小 計	106		
		貯 蔵 物、加 工 品		107		
		計		108		
		水 産 関 係	漁 港	漁 港	109	隻
	漁 船			110	件	
	船 具		船 具	111	箇所	
			共 同 利 用 施 設	112	箇所	
			非 共 同 利 用 施 設	113	箇所	
	養 殖 施 設		114	箇所		
	養 殖 物		115			
	漁協(連合会)在庫物		116			
	そ の 他		117			
	計		118			
	農 耕 地 関 係	農 田	流 失 埋 没	119	ha	
冠 水			120	ha		
小 計			121	ha		
地 畑		流 失 埋 没	122	ha		
		冠 水	123	ha		
		小 計	124	ha		
農 業 用 施 設		た め 池		125	箇所	
		頭 首 工		126	箇所	
		水 路		127	箇所	
		堤 と う		128	箇所	
		道 路		129	箇所	
		橋 り よ う		130	箇所	
		揚 水 機		131	箇所	
		そ の 他		132	箇所	
	小 計		133	箇所		
計		134				

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考		
農 林 関 係 被 害	林 業 関 係	山 地 崩 壊	135	ha				
		林 道	道 路	136	箇所			
			橋 架	137	箇所			
			小 計	138	箇所			
		林 産 物	木 材	139	m <sup>3</sup>			
			立 木	140	ha			
			木 炭	木 炭	141	kg		
				薪	142	kg		
			そ の 他	143				
			小 計	144				
		一 般 林 道 施 設	一 般 林 道 施 設	145	箇所			
			木 炭 施 設	146	箇所			
			そ の 他	147				
			計	148				
	合 計			149				
土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担	工 事	河 川	150	箇所			
			砂 防	151	箇所			
			道 路	152	箇所			
			橋 り よ う	153	箇所			
			港 湾	154	箇所			
			漁 港	155	箇所			
			小 計	156	箇所			
	市 町 村 工 事	河 川	157	箇所				
		砂 防	158	箇所				
		道 路	159	箇所				
		橋 り よ う	160	箇所				
		港 湾	161	箇所				
		漁 港	162	箇所				
		小 計	163	箇所				
	単 独 工 事	県 工 事	河 川	164	箇所			
			砂 防	165	箇所			
			道 路	166	箇所			

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
土 木 関 係 被 害	単 独 工 事	県 工 事	橋 り よ う	167	箇所	
			港 湾	168	箇所	
			漁 港	169	箇所	
			小 計	170	箇所	
	一 般 都 市 施 設			171	箇所	
	そ の 他			172	箇所	
	計			173	箇所	
文 教 関 係 被 害	学 校 関 係	幼 稚 園	174	件		
		小 学 校	175	校		
		中 学 校	176	校		
		高 等 学 校	177	校		
		そ の 他 の 学 校	178	校		
		小 計	179			
	社 会 教 育 施 設	公 民 館	180	箇所		
		そ の 他	181	箇所		
		小 計	182	箇所		
	文 化 財 関 係	国 宝	183	件		
		重 文	184	件		
		県 指 定 文 化 財	185	件		
		史 跡 名 勝	186	箇所		
		天 然 記 念 物	187	箇所		
		小 計	188			
	計			189		
	総 合 計			190		

資料4-4 災害の被害認定基準

別表 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもののまたは死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 報告については棟数ならびに世帯数および人員とする。	
	半壊または半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上、70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもので、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度のものである。または全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	たとえば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または、公共の用に供する建物とする。	

分類	用語	被害程度の判定基準
非住家の被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもの
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回数線とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。

分類	用語	被害程度の判定基準
火災発生	火災	地震または火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物または地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他の用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立ち木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。



## 5. 通信関係

資料5-1 固定系・移動系防災行政無線一覧表

### 固定系・移動系防災行政無線一覧表

#### 1. 固定系

(砥部地区親局)

局名	空中線電力	周波数	設置場所
ぼうさいとべ ちょうやくば	10W	68.520MHz	1 第1通信所 伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内 2 第2通信所 伊予郡砥部町宮内1350番地2 伊予消防等事務組合砥部消防署内

(広田地区親局)

局名	空中線電力	周波数	設置場所
ぼうさいとべ ちょうやくば	0.1W	60.08MHz	1 第1通信所 伊予郡砥部町総津409番地 2 第2通信所 伊予郡砥部町宮内1392番地 3 第3通信所 伊予郡砥部町宮内1350番地2 伊予消防等事務組合砥部消防署内

(砥部地区固定子局)		(広田地区固定子局)	
局名	設置場所	局名	設置場所
固定子局 1	砥部町宮内1392番地	固定子局 1	砥部町満穂282番地
〃 2	〃 川登1110番地1	〃 2	〃 満穂473番地先
〃 3	〃 川登696番地	〃 3	〃 満穂1415番地
〃 4	〃 川登596番地2	〃 4	〃 満穂250番地
〃 5	〃 川登407番地1	〃 5	〃 玉谷140番地 1
〃 6	〃 川登333番地	〃 6	〃 玉谷511番地
〃 7	〃 岩谷54番地3先	〃 7	〃 玉谷614番地
〃 8	〃 大南2267番地	〃 8	〃 中野川477番地 1
〃 9	〃 大南1885番地先	〃 9	〃 中野川980番地
〃 10	〃 大南1343番地先	〃 10	〃 高市165番地
〃 11	〃 五本松551番地	〃 11	〃 高市1682番地
〃 12	〃 外山97番地先	〃 12	〃 高市1148番地
〃 13	〃 外山290番地	〃 13	〃 高市2609番地
〃 14	〃 大南1124番地	〃 14	〃 総津795番地

” 15	” 五本松307番地	” 15	” 総津1391番地 2
” 16	” 岩谷口114番地	” 16	” 総津1292番地
” 17	” 大南719番地	” 17	” 総津293番地
” 18	” 五本松82番地	” 18	” 多居谷1018番地
” 19	” 大南130番地	” 19	” 多居谷289番地2
” 20	” 千足249番地	” 20	” 仙波540番地2
” 21	” 北川毛348番地	” 21	” 仙波968番地
” 22	” 宮内1900番地1	” 22	” 総津385番地
” 23	” 北川毛50番地	” 23	” 高市2372番地
” 24	” 宮内2468番地	” 24	” 総津130番地
” 25	” 宮内1172番地先	” 25	” 満穂1634番地
” 26	” 宮内640番地		
” 27	” 川井1083番地2		
” 28	” 川井1736番地1		
” 29	” 川井1459番地		
” 30	” 川井1580番地2		
” 31	” 七折130番地1		
” 32	” 宮内948番地3		
” 33	” 川井994番地		
” 34	” 宮内116番地1		
” 35	” 上原町777番地		
” 36	” 原町170番地1		
” 37	” 原町609番地		
” 38	” 原町249番地		
” 39	” 三角254番地		
” 40	” 高尾田1191番地94		
” 41	” 高尾田978番地		
” 42	” 麻生216番地		
” 43	” 高尾田760番地		
” 44	” 拾町214番地		
” 45	” 高尾田475番地1		
” 46	” 高尾田288番地2		
” 47	” 高尾田168番地先		
” 48	” 拾町115番地1		
” 49	” 重光397番地		
” 50	” 重光135番地1		
” 51	” 八倉210番地		
” 52	” 八倉116番地2先		

## 2. 移動系

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
基地局	ぼうさいとべ ちょう	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
陸上移動局	〃 1	〃	〃	〃
〃	〃 2	〃	〃	〃
〃	〃 3	〃	〃	〃
〃	〃 4	5W	〃	〃
〃	〃 5	〃	〃	〃
〃	〃 6	〃	〃	〃
〃	〃 7	〃	〃	〃
〃	〃 8	〃	〃	〃
〃	〃 9	〃	〃	〃
〃	〃 10	〃	〃	〃
〃	〃 16	〃	〃	砥部町消防団団長宅
〃	〃 17	〃	〃	〃 副団長宅
〃	〃 18	〃	〃	〃 〃
〃	〃 19	1W	〃	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
〃	〃 20	〃	〃	〃
〃	〃 21	〃	〃	〃
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	5W	〃	〃
〃	〃 25	10W	〃	〃
〃	〃 26	5W	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃
〃	〃 51	10W	〃	伊予郡砥部町重光379番地 消防団第1分団車庫内
〃	〃 52	〃	〃	〃 高尾田890番地 〃 第2分団 〃

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
陸上移動局	〃 53	10W	466.7875MHz	〃 原町166番地 〃 第3分団 〃
〃	〃 54	〃	〃	〃 宮内699番地 〃 第4分団 〃
〃	〃 55	〃	〃	〃 川井1394番地 〃 第5分団 〃
〃	〃 56	〃	〃	〃 大南709番地 〃 第6分団 〃
〃	〃 57	〃	〃	〃 外山334番地 〃 第7分団 〃
〃	〃 58	〃	〃	〃 大南1120番地 〃 第8分団 〃
〃	〃 59	〃	〃	〃 岩谷口391番地 〃 第9分団 〃
〃	〃 60	〃	〃	〃 川登696番地 〃 第10分団 〃
〃	〃 61	5W	〃	消防団第1分団分団長宅
〃	〃 62	〃	〃	〃 第2分団 〃
〃	〃 63	〃	〃	〃 第3分団 〃
〃	〃 64	〃	〃	〃 第4分団 〃
〃	〃 65	〃	〃	〃 第5分団 〃
〃	〃 66	〃	〃	〃 第6分団 〃
〃	〃 67	〃	〃	〃 第7分団 〃
〃	〃 68	〃	〃	〃 第8分団 〃
〃	〃 69	1W	〃	〃 第9分団 〃
〃	〃 70	5W	〃	〃 第10分団 〃
基地局	ぼうさいとべ ちょうひろた	10W	〃	伊予郡砥部町総津1483番地 長曾野営場内
移動局	〃 1	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 2	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
移動局	〃 3	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町満穂285番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 4	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷140番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 5	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷513番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 6	〃	〃	伊予郡砥部町仙波458番地 消防団第12分団車庫内
〃	〃 7	〃	〃	伊予郡砥部町多居谷101番地 消防団第12分団車庫内
〃	〃 8	〃	〃	伊予郡砥部町総津809番地 消防団第13分団車庫内
〃	〃 9	〃	〃	伊予郡砥部町高市1151番地 消防団第14分団車庫内
〃	〃 21	5W	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	〃	〃	〃
〃	〃 25	〃	〃	〃
〃	〃 26	〃	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃

## 資料5-2 消防団無線一覧表

## 消防団無線一覧表

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
基地局	ぼうさいとべ ちょう	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
陸上移動局	〃 1	〃	〃	〃
〃	〃 2	〃	〃	〃
〃	〃 3	〃	〃	〃
〃	〃 4	5W	〃	〃
〃	〃 5	〃	〃	〃
〃	〃 6	〃	〃	〃
〃	〃 7	〃	〃	〃
〃	〃 8	〃	〃	〃
〃	〃 9	〃	〃	〃
〃	〃 10	〃	〃	〃
〃	〃 16	〃	〃	砥部町消防団団長宅
〃	〃 17	〃	〃	〃 副団長宅
〃	〃 18	〃	〃	〃 〃
〃	〃 19	1W	〃	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
〃	〃 20	〃	〃	〃
〃	〃 21	〃	〃	〃
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	5W	〃	〃
〃	〃 25	10W	〃	〃
〃	〃 26	5W	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃
〃	〃 51	10W	〃	伊予郡砥部町重光379番地 消防団第1分団車庫内

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
陸上移動局	〃 52	10W	466.7875MHz 〃	〃 高尾田890番地 〃 第2分団 〃
〃	〃 53	〃	〃	〃 原町166番地 〃 第3分団 〃
〃	〃 54	〃	〃	〃 宮内699番地 〃 第4分団 〃
〃	〃 55	〃	〃	〃 川井1394番地 〃 第5分団 〃
〃	〃 56	〃	〃	〃 大南709番地 〃 第6分団 〃
〃	〃 57	〃	〃	〃 外山334番地 〃 第7分団 〃
〃	〃 58	〃	〃	〃 大南1120番地 〃 第8分団 〃
〃	〃 59	〃	〃	〃 岩谷口391番地 〃 第9分団 〃
〃	〃 60	〃	〃	〃 川登696番地 〃 第10分団 〃
〃	〃 61	5W	〃	消防団第1分団分団長宅
〃	〃 62	〃	〃	〃 第2分団 〃
〃	〃 63	〃	〃	〃 第3分団 〃
〃	〃 64	〃	〃	〃 第4分団 〃
〃	〃 65	〃	〃	〃 第5分団 〃
〃	〃 66	〃	〃	〃 第6分団 〃
〃	〃 67	〃	〃	〃 第7分団 〃
〃	〃 68	〃	〃	〃 第8分団 〃
〃	〃 69	1W	〃	〃 第9分団 〃
〃	〃 70	5W	〃	〃 第10分団 〃
基地局	ぼうさいとべ ちょうひろた	10W	〃	伊予郡砥部町総津1483番地 長曾野営場内
移動局	〃 1	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
移動局	〃 2	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 3	〃	〃	伊予郡砥部町満穂285番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 4	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷140番地 〃
〃	〃 5	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷513番地 〃
〃	〃 6	〃	〃	伊予郡砥部町仙波458番地 〃 第12分団 〃
〃	〃 7	〃	〃	伊予郡砥部町多居谷101番地 〃 第12分団 〃
〃	〃 8	〃	〃	伊予郡砥部町総津809番地 〃 第13分団 〃
〃	〃 9	〃	〃	伊予郡砥部町高市1151番地 〃 第14分団 〃
〃	〃 21	5W	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	〃	〃	〃
〃	〃 25	〃	〃	〃
〃	〃 26	〃	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃

## 6. 避難関係

### 資料6-1 避難所等一覧表

#### 指定緊急避難場所一覧表

No.	施設名	住所	電話番号	面積	避難可能人員	災害種別			
						洪水	土砂災害	地震	大規模火災
1	八倉集会所(敷地)	八倉210	957-6170	577	1,154	○	○	○	○
2	麻生小学校グラウンド	高尾田760	956-0516	10,865	21,170	○	○	○	○
3	麻生保育所(敷地)	麻生216	956-0762	1,947	3,894	○	○	○	○
4	田ノ浦集会所(敷地)	田ノ浦200		781	1,562	○	○	○	○
5	県立医療技術大学グラウンド	高尾田543	958-2111	7,500	15,000	●	○	○	○
6	宮内保育所(敷地)	川井1650	962-2629	1,746	3,492	○	○	○	○
7	宮内小学校グラウンド	宮内640	962-2072	5,633	11,266	○	○	○	○
8	陶街道ゆとり公園グラウンド	千足400	962-4600	40,000	80,000	○	○	○	○
9	砥部中学校グラウンド	千足68	962-2008	14,085	28,170	○	○	○	○
10	砥部小学校グラウンド	大南1039	962-2030	9,466	18,932	○	○	○	○
11	松山南高校砥部分校グラウンド	岩谷口7	962-4040	8,697	17,394	○	○	○	○
12	大南町民広場	大南720		4,719	9,438	○	○	○	○
13	大平集会所(敷地)	大平596-1	962-4089	179	358	○	○	○	○
14	玉谷小学校グラウンド	玉谷670	969-2520	1,911	3,822	○	●	○	○
15	篠谷神社(敷地)	満穂379-1		1,000	2,000	○	○	○	○
16	玉谷神社(敷地)	玉谷330		1,000	2,000	○	○	○	○
17	峡の館駐車場	総津162-1	969-2070	2,816	5,632	○	○	○	○
18	広田小学校グラウンド	総津375	969-2417	3,618	7,236	○	●	○	○
19	ひろた町民グラウンド	総津386		7,529	15,058	○	●	○	○
20	高市小学校グラウンド	高市1105	969-2607	1,892	3,784	○	○	○	○

※●の災害種別は、使用不可。

指定避難所一覧表

No.	施設名	住所	電話番号	面積	避難可能人員	給食施設
1	八倉集会所	八倉210	957-6170	261	130	有
2	重光集会所	重光397	956-7079	199	99	有
3	老人生きがいの家	拾町115-1	956-0006	218	109	
4	麻生小学校	高尾田760	956-0516	5,634	2,817	有
5	麻生保育所	麻生216	956-0762	630	315	有
6	田ノ浦集会所	田ノ浦200		80	40	有
7	県立医療技術大学	高尾田543	958-2111	983	491	
8	宮内保育所	川井1650	962-2629	805	402	有
9	宮内小学校	宮内640	962-2072	4,785	2,392	有
10	文化会館	宮内1410	962-7000	5,349	2,674	
11	陶街道ゆとり公園	千足400	962-4600	3,979	1,989	
12	砥部中学校	千足68	962-2008	10,192	5,096	有
13	保健センター (避難行動要支援者避難所)	宮内1368	962-6888	651	325	有
14	砥部小学校	大南1039	962-2030	4,148	2,074	有
15	松山南高校砥部分校	岩谷口7	962-4040	1,215	607	
16	砥部町商工会館	大南394	962-2148	833	416	
17	大平集会所	大平596-1	962-4089	110	55	有
18	玉谷小学校	玉谷670	969-2520	1,532	766	有
19	篠谷集会所	満穂1417	969-2255	108	54	有
20	玉谷集会所	玉谷140-1		108	54	有
21	峡の館	総津162-1	969-2070	325	162	有
22	広田小学校	総津375	969-2417	2,271	1,135	有
23	広田老人憩いの家	総津387	969-2059	233	116	有
24	高齢者生活福祉センター (避難行動要支援者避難所)	総津398	969-2211	496	248	有
25	ひろた交流センター	総津409	969-2111	1,052	526	有
26	高市小学校	高市1105	969-2607	1,533	766	有
27	山村留学センター	高市1143-7	969-2310	305	152	有

福祉避難所一覧表

No.	施設名	住所	電話番号
1	社会福祉法人 和泉蓮華会 指定障害者支援施設 希望ヶ丘	重光278	905-2525
2	社会福祉法人 和泉蓮華会 障害者自立訓練・就労支援センター アルムの里	重光280	905-8888
3	医療法人 光陽会 介護老人保健施設 とべ和合苑	北川毛1412-3	962-7700
4	社会福祉法人 砥部寿会 特別養護老人ホーム砥部オレンジ荘	大南2267	962-7820
5	社会福祉法人 広寿会 特別養護老人ホームひろた	総津405	969-2155

## 7. 医療救護関係

### 資料7-1 病院・診療所等一覧表

#### 病院・診療所等一覧表

病 院 等	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
医療法人誠志会砥部病院	砥部町麻生40-1	957-5511	脳神経外科、整形外科、理学診療科、眼科、内科、耳鼻科、皮膚科、心療内科、リハビリ科
豊島医院	砥部町大南198-2	962-2073	内科、小児科、麻酔科
八倉医院	砥部町重光275-1	958-1555	内科、理学診療科
鎌井内科	砥部町千足20-7	962-6262	内科、循環器科、呼吸器科、胃腸科、放射線科
中川内科	砥部町高尾田51	956-0600	内科、外科
西村医院	砥部町宮内811	962-3122	外科、小児外科、胃腸科、整形外科、内科
よしおか内科	砥部町高尾田1093	956-3211	内科
小泉小児科	砥部町拾町281-2	958-0648	小児科
峰産婦人科	砥部町宮内892	962-6711	産婦人科
山本クリニック	砥部町宮内946	962-2036	内科、外科、胃腸科
木谷耳鼻咽喉科	砥部町麻生1-3	958-8741	耳鼻咽喉科
柳田医院	砥部町高尾田287	969-6300	内科、外科、整形外科
かどた内科	砥部町高尾田635-2	957-3113	内科、循環器科、消化器科
ニ光クリニック	砥部町大南457-1	960-7277	外科、リハビリ科
みずほ整形外科	砥部町麻生7-5	905-7118	整形外科、リハビリ科
砥部町国民健康保険診療所	砥部町総津396	969-2020	内科、歯科
麻生歯科	砥部町麻生1-1	958-1180	歯科
篠崎歯科医院	砥部町高尾田715-2	957-2149	歯科
ちあーず歯科・小児歯科	砥部町原町325-37	962-1817	歯科、小児歯科、矯正歯科
小野歯科医院	砥部町宮内1260	962-3550	歯科
平田歯科医院	砥部町千足1-23	962-6233	歯科
うえやま歯科クリニック	砥部町高尾田1108-18	958-8214	歯科、小児歯科
稲田歯科医院	砥部町大南785	962-6480	歯科、口腔歯科
渡部歯科医院	砥部町宮内1400	962-6471	歯科

伊予医師会	伊予市下吾川381-1	982-1414	稲田内科に設置
-------	-------------	----------	---------

資料 7-2 防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表

防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表

品名	調達可能数量	在庫場所	
人力噴霧器	3	本庁倉庫 3	広田支所倉庫 0
クレゾール石鹼液 500ml	15	本庁倉庫 10	広田支所倉庫 5
オスバン液(塩化ベンザルコウム液) 500ml	18	本庁倉庫 9	広田支所倉庫 9
ピューラックス 1800ml	7	本庁倉庫 7	
液状フェノール 1800ml	3	本庁倉庫 3	

資料 7-3 重信川浸水想定区域内にある災害時要援護者施設等一覧表

名 称	所在地	電話番号	F A X	浸水想定河川
中川内科	砥部町高尾田51	956-0600	956-1824	重信川
柳田医院	” 287	969-6300	969-6200	”
かどた内科	” 635-2	957-3113	957-3148	”

資料 7-4 土砂災害警戒区域にある災害時要援護者施設等一覧表

名 称	所在地	電話番号	F A X	箇所・溪流番号
グループホーム ぽかぽか	砥部町高市1318	969-2760	969-2760	403-1091
広田保育所	” 総津382	969-2418	969-2418	403-I-994(1)

## 8. ライフライン関係

### 資料8-1 配水池・水道施設の現況

#### 配水池・水道施設の現況(H26.3末)

区分	給水戸数	給水人口	1日最大給水量	水源	浄水方法
砥部区域	8,293 戸	20,174 人	9,306 m <sup>3</sup>	浅井戸	滅菌のみ
万年区域	33 戸	56 人	30 m <sup>3</sup>	表流水	緩速ろ過・滅菌
総津区域	159 戸	322 人	151 m <sup>3</sup>	表流水	緩速ろ過・滅菌
大内野区域	31 戸	71 人	39 m <sup>3</sup>	表流水	緩速ろ過・滅菌

配水池名	有効容量	所在地
麻生配水池	2,400 m <sup>3</sup>	拾町433
第6配水池	700 m <sup>3</sup>	上原町154
第7配水池	1,700 m <sup>3</sup>	上原町 219
川井配水池	2,000 m <sup>3</sup>	川井296
外山配水池	250 m <sup>3</sup>	外山563-1
大角蔵配水池	90 m <sup>3</sup>	外山826-3
大谷配水池	750 m <sup>3</sup>	大南2567-3
田ノ浦配水池	20 m <sup>3</sup>	田ノ浦300-3
川中中区配水池	23 m <sup>3</sup>	川登864
川中高区配水池	57 m <sup>3</sup>	川登1254
北万年配水池	13 m <sup>3</sup>	万年825
南万年配水池	25 m <sup>3</sup>	万年775
万年才モ田配水池	14 m <sup>3</sup>	万年536
総津配水池	136 m <sup>3</sup>	中野川642
大内野上組配水池	40.2 m <sup>3</sup>	玉谷567-8
大内野下組配水池	21 m <sup>3</sup>	玉谷833-2

資料 8 - 2 給水用資機材の現況

給水用資機材の現況

区 分	容 量	保有数	保管場所
給 水 タ ン ク (ポリエチレン)	500ℓ	7個	第 4 水 源 地
〃	500ℓ	3個	旧 広 田 支 所
給水容器	20ℓ	64個	川 井 ポ ン プ 場
〃	20ℓ	24個	役 場 職 員 休 憩 室
〃	20ℓ	24個	ひろた交流センター 防 災 倉 庫
給水容器(袋)	6ℓ	1,800個	川 井 ポ ン プ 場

資料 8 - 3 水道工事業者一覧表

水道工事業者一覧表

業 者 名	所 在 地	連 絡 先
管工事業協同組合	大南337-4	962-4522
(株)シオミ	高尾田873	957-1418
相田水道工業	高尾田476	956-4611
(有)河井設備	高尾田1137-2	962-5735
河井水道工業所	原町310	962-5002
吉村設備	大南2065	962-5977
(株)共進建設砥部営業所	麻生226-2	957-6674
寿工業	北川毛28-1	962-3068
水栄建設工業	高尾田984-6	993-8655

## 9. 廃棄物等処理関係

資料9-1 清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表

### 清掃関係施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	処理能力
美化センター	伊予郡砥部町川井566-2	962-5168	固形燃料化 23t/8時間
千里埋立処分場	伊予郡砥部町川登3558-1	962-6676	残埋立容量 19,379m <sup>3</sup>
オオノ開発(株)東温事業所	東温市河之内乙825-3	966-4141	残埋立容量 925,000m <sup>3</sup>

### し尿収集車一覧表

業者名	住所	電話番号	車両数	汲取能力
(株)カトウ	松山市桑原3丁目15-1	933-7900	15台	47.2kl/日
大山衛生社	伊予市中山町佐礼谷2-201-2	984-1699	1台	3.1kl/日
大洲喜多清掃共同体	大洲市長浜甲589-8	0893-52-0472	臨時対応	臨時対応

### 火葬場処理能力一覧表

火葬場	所在地	管理者	電話番号	炉数	作業者	処理能力
聖浄苑	伊予市大平甲1968-1	伊予消防等事務組合	983-5566	5基	4人	10体/日
藤華苑	喜多郡内子町寺村 2478-7	喜多郡内子町	(0892) 52-3461	2基	1人	4体/日

### 霊柩車台数一覧表

名称	所在地	所有台数	電話番号
田中葬儀社(株)	伊予郡砥部町大南545-1	1台	962-2049

## 10. 食料等の備蓄、調達関係

### 資料 10-1 緊急援護備蓄物資一覧表

緊急援護備蓄物資一覧表(平成 26 年 4 月 1 日現在)

資機材名	数 量	資機材名	数 量
飲 料 水 ( 2 ℓ )	702本	毛 布	707枚
飲料水 (500ml)	864本	缶入りクラッカー	800食
乾 燥 米 飯	1,650食	缶 詰	1,656缶

### 資料 10-2 米穀販売所又は副食物調達業者一覧表

米穀販売所又は副食物調達業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
(株)セブンスター砥部店	拾町20	958-3111
Aコープ城南店	高尾田71	956-0612
Aコープとべ店	大南325	962-2916
JAえひめ中央 広田支所	総津1115	969-2311
(株)フジ砥部原町店	原町324-1	958-1231
(株)パーティフジ砥部店	重光239	960-7111
ローソン高尾田店	高尾田369-1	963-3961
ローソン砥部町店	三角126-1	962-5805
ローソン砥部麻生店	高尾田1305-1	956-7766
ローソン砥部宮内店	宮内1347-2	962-7453
ローソン砥部焼観光センター店	千足338	962-1515
サンクス砥部八倉店	八倉60-5	905-0797
サンクス砥部宮内店	宮内110-1	962-7108
サークルK・サンクス砥部麻生店	麻生245-9	905-2086
平岡米穀店	大南1935	962-2727
エキサイトスーパータナカ	宮内1029	962-2440
(株)電子食品流通研究所	川井1553	962-4214
橋本商店	玉谷400-1	969-2518
篠崎商店	高市1315	969-2523
伊達米穀店	総津780	969-2127

(農)ななおれ梅組合	七折109	962-3064
道の駅峡の館	総津162	969-2070
上野商店	総津1111	969-2012
(有)三谷酒店	大南458	962-2716
(有)山鳥青果	岩谷口1158	962-5167

資料 10-3 パン製造業者一覧表

パン製造業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
(株)四国シキシマパン松山工場	岩谷口110	962-4111
(株)タカキベーカリー	重光7-2	956-7181
山崎製パン(株)愛媛営業所	八倉18-1	957-3777

資料10-4 みそ・醤油製造卸売業者一覧表

みそ・醤油製造卸売業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
佐川醸造(株)	大南760-1	962-2031

資料10-5 氷販売業者一覧表

氷販売業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
(有)アイスエーワンカドタ	重光11-1	958-2878

資料10-6 こんにゃく製造卸業者一覧表

こんにゃく製造卸業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
小部家商店	岩谷口251	962-2146

## 資料 10-7 炊出可能施設一覧表

## 炊出可能施設一覧表

(砥部地区)

施設名	炊出し機材		燃料	炊出し能力 (1回での炊出し能力)
	品名	数量		
学校給食センター	連続自動炊飯器	1	L P ガス	340升(3,500食)
砥部小学校	自動炊飯器	4	電気	4升
宮内小学校	ガス炊飯器	1	L P ガス	4升
	電気炊飯器	1	電気	1升
麻生小学校	電気炊飯器	2	電気	2升
砥部中学校	電気炊飯器	10	電気	10升
砥部町保健センター	炊飯器	2	L P ガス	2升
砥部町中央公民館	ガス釜	2	L P ガス	3升
千里地区公民館	ガス釜	2	L P ガス	6升
砥部保育所	ガス釜	1	L P ガス	5升
	電気釜	1	電気	1升
宮内保育所	ガス釜	1	L P ガス	5升
	電気釜	2	電気	2升
麻生保育所	ガス釜	2	L P ガス	8升
	電気釜	1	電気	1升
老人福祉センター	炊飯器	2	L P ガス	6升

(広田地区)

施設名	炊出し機材		燃料	炊出し能力 (1回での炊出し能力)
	品名	数量		
学校給食センター	ガス炊飯器	3	L P ガス	1 5 升
広田小学校	電気炊飯器	3	電気	5.5 合(2) 1 升(1)
玉谷小学校	電気炊飯器	1	電気	1 升
高市小学校	ガス炊飯器	1	L P ガス	3 升
高齢者生活福祉センター	ガス炊飯器	2	L P ガス	6 升
広田老人憩いの家	ガス炊飯器	2	L P ガス	5 升
広田地区公民館	ガス炊飯器	4	L P ガス	1 1 升
山村留学センター	電気炊飯器	2	電気	4 升
ふるさと生活館	ガス炊飯器	3	L P ガス	1 2 升
こぶしの家	ガス炊飯器	1	L P ガス	2 升
研修の宿	ガス炊飯器	1	L P ガス	5 升
	電気炊飯器	2	電気	2 升

## 11. 交通・輸送関係

### 資料 11-1 町有車両一覧表

#### 町有車両一覧表(砥部地区)

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
総務課	本庁	愛媛 300 む 1148	ニッサン	26年	26年 8月	エルグランド(町長車)
〃	〃	愛媛 480 く 4230	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ
〃	〃	愛媛 580 に 7169	スズキ	23年	23年 6月	アルト
〃	〃	愛媛 480 く 4234	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ 4WD
〃	〃	愛媛 480 く 4232	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ 4WD
〃	〃	愛媛 501 と 4659	トヨタ	25年	25年 5月	アクア
〃	〃	愛媛 300 ふ 1926	トヨタ	22年	22年 9月	ハイエース
〃	〃	愛媛 200 さ 5572	ニッサン	24年	24年 9月	シビリアン(マイクロバス)
〃	〃	愛媛 480 く 4233	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ
〃	〃	愛媛 480 う 3870	ホンダ	18年	18年 8月	アクティバン
〃	〃	愛媛 22 さ 3898	ミツビシ	7年	7年 3月	ローザ(マイクロバス)
保険健康課	本庁	愛媛 480 す 6979	スズキ	25年	25年 11月	保健センター
	〃	愛媛 400 ち 9157	トヨタ	25年	25年 11月	〃
介護福祉課	本庁	愛媛 50 ひ 5807	ダイハツ	11年	11年 5月	介護保険係
産業振興課	陶芸創作館	愛媛 41 の 7841	ダイハツ	14年	14年 4月	ハイゼットカーゴ
〃	伝統産業会館	愛媛 41 ひ 3067	ホンダ	15年	15年 5月	アクティバン
〃	本庁	愛媛 480 せ 2924	ダイハツ	26年	26年 5月	ハイゼットカーゴ 4WD
〃	〃	愛媛 501 と 8541	ニッサン	25年	25年 9月	セレナ
建設課	〃	愛媛 480 さ 1898	ダイハツ	24年	24年 5月	公園管理
〃	〃	愛媛 400 ち 3232	ニッサン	23年	23年 5月	公共土木
〃	〃	愛媛 480 く 9590	ダイハツ	22年	22年 4月	公園管理
〃	〃	愛媛 480 け 2908	ダイハツ	22年	22年 7月	公園管理
生活環境課	本庁	愛媛 41 の 7624	ダイハツ	14年	14年 4月	犬捕獲車
〃	〃	愛媛 480 す 2044	ミツビシ	25年	25年 4月	軽トラック
〃	美化センター	愛媛 特 16	フォークリフト	13年	13年 2月	美化センター
〃	本庁	愛媛 480 う 527	ダイハツ	18年	18年 5月	浄化槽係
〃	〃	愛媛 480 え 5258	ダイハツ	19年	19年 6月	〃
〃	〃	愛媛 480 き 9235	ダイハツ	21年	21年 6月	浄化槽係
〃	〃	愛媛 480 こ 2218	ダイハツ	23年	23年 6月	〃
〃	〃	愛媛 480 さ 2379	ダイハツ	24年	24年 5月	〃
〃	〃	愛媛 41 ひ 4743	ダイハツ	15年	15年 6月	〃 軽トラック
〃	〃	愛媛 480 せ 2857	ダイハツ	26年	26年 5月	〃

## (砥部地区つづき)

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
生活環境課	本庁	愛媛 480 え 4882	ダイハツ	16年	16年 6月	下水道係
〃	〃	愛媛 480 こ 2811	ダイハツ	22年	22年 7月	〃
〃	〃	愛媛 480 く 9460	ダイハツ	22年	22年 4月	水道係
〃	〃	愛媛 480 せ 3005	ダイハツ	26年	26年 5月	〃
教育委員会事務局	中央公民館	愛媛 400 た 6458	マツダ	20年	20年 6月	ボンゴトラック
〃	〃	愛媛 41 こ 2325	ミツビシ	6年	6年 5月	軽箱型バン
〃	〃		コベルコ	5年	5年 9月	ミニショベル TP00593
〃	〃	愛媛 44 や 5194	ニッサン	3年	3年 4月	ADバン
〃	〃	愛媛 45 さ 117	マツダ	7年	7年 5月	ボンゴトラック
〃	〃	愛媛 480 さ 3067	ミツビシ	24年	24年 6月	箱バン(リース)
〃	〃	愛媛 22 さ 3898	ミツビシ	7年	7年 3月	幼稚園スクールバス
給食センター	給食センター	愛媛 44 ら 4185	トヨタ	5年	5年 5月	給食運搬車両
〃	〃	愛媛 11 そ 1523	ミツビシ	4年	4年 4月	〃
〃	〃	愛媛 41 ち 3467	ホンダ	9年	9年 4月	軽箱型バン
戸籍税務課	本庁	愛媛 480 こ 1856	スズキ	23年	23年 6月	アルトバン

## (広田地区)

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
保険健康課	国保診療所	愛媛 500 な 6493	ニッサン	13年	13年 9月	往診車
〃	〃	愛媛 300 た 7352	トヨタ	13年	13年 10月	患者輸送車
建設課	第2陶芸舎	愛媛 る 31	コマツ	10年	10年 11月	建設機械
産業振興課	峡の館	愛媛 41 に 464	スバル	6年	12年 3月	※峡の館貸与車両
〃	グリーンキーパー		ヤンマー	16年	16年 2月	プロセッサ キーパー貸与
〃	〃		コマツ	16年	16年 3月	バックホウ キーパー貸与
学校教育課	旧支所	愛媛 300 せ 5962	トヨタ	12年	12年 4月	保育児童送迎
〃	広田小駐車場	愛媛 200 さ 5386	ミツビシ	21年	21年 4月	中学生送迎用バス
〃	山村留学センター	愛媛 501 さ 508	ホンダ	19年	19年 2月	8人乗り、4WD
〃	給食センター	愛媛 41 ち 9478	スバル	9年	9年 11月	給食運搬車両
広田支所	交流センター	愛媛 50 る 7146	スバル	15年	15年 4月	軽箱型ワゴン
広田支所	交流センター	愛媛 50 ゆ 5103	スズキ	14年	14年 4月	軽乗用車 ジムニー
広田支所	交流センター	愛媛 480 け 5237	ミツビシ	22年	22年 10月	軽貨物バン リース車
広田支所	交流センター	愛媛 480 け 4392	ミツビシ	22年	22年 9月	軽トラック リース車

資料 11-2 運送業者及び車両一覧表

運送業者及び車両一覧

業者名	種別	台数	住所	電話	備考
あづま運送有限会社	7 t	2	総津 777	969-2010	
	6 t	1			
	4 t	1			
愛媛トラック物流有限会社	4 t	4	宮内 47-2	962-2278	
	2 t	1			
有限会社 大久保運送	10 t	4	岩谷口 83-3	962-5951	
	4 t	28			
	2 t	1			
近物レックス株式会社 松山支店	10 t	13	八倉 161-1	956-9300	
	8 t	1			
	4 t	5			
	2 t	6			
有限会社向南運送	25 t	5	川井 718-1	962-7125	
	8 t	2			
	4 t	9			
	2 t	2			
佐川急便株式会社 中国・四国支社松山店	13 t	2	八倉 125	958-1181	
	10 t	1			
	4 t	10			
	2 t	60			
	1 t	2			
タケチ運輸有限会社	10 t	27	八倉 121	958-4700	
フットワークエクスプレス 株式会社松山店	10 t	5	八倉 115	969-8301	
	4 t	8			
	2 t	7			
有限会社エムユー	10 t	6	八倉 342	957-9536	
	3 t	1			
渡辺興業株式会社 松山営業所	25 t	19	八倉 121	958-4711	
	10 t	16			
	7 t	4			
	4 t	5			
	2 t	2			

運送業者 (バス)

業者名	種別	台数	住所	電話	備考
坊っちゃん観光バス有限会社	37 人乗	1	外山 15	962-5678	中型バス 小型バス ワゴン
	25 人乗	3			
	10 人乗	1			

タクシー会社

業者名	種別	台数	住所	電話	備考
有限会社砥部タクシー	小型	11	高尾田 62	958-3311	
広田タクシー	中型	1	総津 1126	969-2226	
	小型	1			

資料 11-3 ヘリコプター発着場一覧表

ヘリコプター発着場一覧表

名称	広さ	住所	電話	備考
砥部小学校	50m × 70m	大南1039	962-2030	教育委員会事務局
宮内小学校	60m × 70m	宮内640	962-2072	〃
麻生小学校	50m × 80m	高尾田760	956-0516	〃
砥部中学校	80m × 90m	千足68	962-2008	〃
ひろた町民グラウンド	90m × 83m	総津386	962-5952	〃
陶街道ゆとり公園グラウンド	90m × 150m	千足400	962-5952	〃
田ノ浦町民広場	90m × 90m	田ノ浦555-2	962-5952	〃
重信川河川敷	-	八倉		国土交通省

## 12. 災害救助法関係

### 12-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

#### 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日あたり 30,000円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸あたり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸あたり2,404,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。規模、費用は別に定めるところによる	災害発生の日から20日以内に着工	1 平均1戸あたり29.7㎡、2,404,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事ができない者	1人1日あたり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は、災害発生の日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の 日から10日以 内	1 備蓄物資の価格は年度当初 の評価額 2 現物給付に限ること			
単位：円							
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごと
全壊（焼）	夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400
流失	冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
半壊（焼）	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
床上浸水	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療 材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療 報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から14日内	患者等の移送費は、別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした 日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途計上			
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から3日 以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自ら資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所など日常生活に必要最小限度の部分 1世帯あたり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある、小学校児童、中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び（中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。）	1 小学校、中学校の教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費及び高等学校等の正規の授業で使用する教材 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人あたり 4,100円 中学校生徒 1人あたり 4,400円 高等学校等生徒 1人あたり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内  (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体あたり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害の発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体あたり3,300円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体あたり 5,000円以内 検案 { 救護班以外は慣行 料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯あたり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師、歯科医師 23,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 16,300円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,200円以内 救急救命士 14,200円以内 土木技術、建築技術者 16,800円以内 大工	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

		15,800円以内 左官 15,300円以内 とび職 15,000円以内		
--	--	--	--	--

※ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 13. 危険物関係

資料13-1 危険物施設一覧表

名 称	所在地	連絡先	危険物の類・品名	形 態
えひめ中央農業協同組合 砥部給油所	大南686	962-4001	第1石油類 (ガソリン)	営業用給油 取扱所
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
株式会社マツビシユージン815 砥部給油所	宮内815	962-2437	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
			廃油	
えひめ中央農業協同組合 宮内給油所	宮内629	962-2043	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
有限会社南ハラマチ	宮内56-1	962-5511	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
中村石油株式会社	上原町271-5	962-6786	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
			廃油	
(株)ペトロスター関西	三角153-3	962-2929	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
			廃油	
株式会社GPR・JAPAN とべ動物ランドSS	三角151-1	960-7211	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
原町石油株式会社	高尾田763	956-6600	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
えひめ中央農業協同組合 城南給油所	麻生36	956-0653	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
有限会社三好石油	総津169	969-2410	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油・灯油)	
えひめ中央農業協同組合 広田給油所	総津1124	969-2311	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油・灯油・ 廃油)	
(株)アサヒ商会 松山SS	高尾田308-1 高尾田309-1 高尾田310-3	969-7650	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	

名 称	所在地	連絡先	危険物の類・品名	形 態
有限会社大久保運送	岩谷口70-1	962-5951	第2石油類(軽油)	自家用屋外 給油取扱所
四国生コン(株)	高尾田424	956-0621	第2石油類(軽油)	
愛媛低温輸送事業協同組合	八倉121	958-4906	第2石油類(軽油)	
近物レックス株式会社	八倉161-1	055-973-1612	第2石油類(軽油)	
株式会社四国シキマパン	岩谷口110	962-4111	第3石油類(A重油)	地下タンク 貯蔵所
株式会社門田	大南584	982-0339	第3石油類(A重油)	
砥部オレンジ荘	大南2267	962-7820	第3石油類(A重油)	
和合苑	北川毛1412-3	962-7700	第2石油類(灯油)	
えひめ中央農業協同組合 五本松一般取扱所	五本松870-2	956-0653	第3石油類(A重油)	
砥部焼伝統産業会館	大南335	962-6600	第2石油類(灯油)	
砥部町役場	宮内1392	962-2323	第2石油類(灯油)	
とべ温泉「湯砥里館」	宮内1902-3	962-7200	第3石油類(A重油)	
砥部町中央公民館	宮内1369	962-4822	第2石油類(灯油)	
愛媛県立とべ動物園	上原町240	962-6000	第2石油類(灯油)	
松山地方方法務局砥部出張所	原町171-1	962-2140	第2石油類(灯油)	
愛媛県立医療技術大学	高尾田543	958-2111	第2石油類(灯油)	
えひめ中央農業協同組合 麻生一般取扱所	麻生36	956-0653	第3石油類(A重油)	
砥部町美化センター	川井566-2	962-5168	第2石油類(灯油)	
八倉医院	重光275-1	958-1555	第2石油類(灯油)	
ダイキ株式会社ホームセ ンターダイキ宮内店	宮内1031-1	960-7353	第2石油類(灯油)	
特別養護老人ホームひろた	総津405	969-2155	第2石油類(灯油)	
有限会社三好石油	総津169	969-2410	第2石油類(灯油)	屋外貯蔵所
			第3石油類(重油)	
株式会社よんやく	八倉83	958-4141	第3石油類(殺虫剤)	特定屋内貯 蔵所
			アルコール類	
ニチレキ株式会社 愛媛営業所	高尾田369	963-0231	第1石油類(特殊溶剤)	屋内貯蔵所
			第2石油類(特殊溶剤)	
			第2石油類(灯油)	屋外タンク 貯蔵所
			第3石油類(重油)	
(株)四電工松山営業所	八倉1-21	956-9880	第3石油類(絶縁油)	屋外貯蔵所
(株)四国シキマパン	岩谷口110	962-4111	アルコール類	特定屋内貯蔵所
(有)影浦塗装工業	八倉92-3	956-2633	第1石油類(塗料・シンナー)	屋内貯蔵所
福山数美	外山334	962-5146	第2石油類(重油)	移動タンク貯蔵所
協成建設(有)	重光37	969-0447	第2石油類(軽油)×2	移動タンク貯蔵所

## 14. 消防防災ヘリコプター関係

### 資料14-1 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

#### 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この規定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場面で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中

に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めるときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定に基づく航空機の運行経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- （1）離着陸場所の確保及び安全対策
- （2）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- （3）空中消火用資機材、空中消化基地の確保
- （4）その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年

3月31日をもって廃止する。

- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

記名押印〔略〕

## 15. 広域応援関係

### 資料 15-1 自衛隊派遣要請様式

#### 自衛隊派遣要請様式

##### 様式 1 災害派遣要請書

		年	月	日
愛媛県知事	殿			
		砥部町長		印
自衛隊の災害派遣要請依頼について				
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。				
記				
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由				
2 派遣を必要とする期間				
3 派遣を必要とする人員及び機材				
4 派遣を必要とする区域及び活動内容				
5 その他参考事項				
(1) 連絡場所				
(2) 連絡責任者				
(3) 気象状況等				
(4) その他				

様式2 撤収要請書

年 月 日

愛媛県知事

殿

砥部町長

㊟

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧をおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

様式3 救急患者空輸要請書

年 月 日

愛媛県知事

殿

砥部町長

⑩

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

- 1 派遣要請の理由
- 2 派遣を要請する日時
- 3 派遣を要する場所及び搬送場所
- 4 空輸を必要とする救急患者

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

- 5 同乗者（医師、親族）

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

- 6 その他  
医療機材、特記事項等

様式4 救急患者空輸撤収要請書

年 月 日

愛媛県知事

殿

砥部町長

⑩

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地  
( )へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼  
します。

記

撤収日時

## 16. 組織関係

### 資料 16-1 町内奉仕団体一覧表

町内奉仕団体一覧表

名 称	人 員	代表者	電話番号
民生・児童委員	48人	的場 善行	962-4130
ボランティア連絡協議会	159人	小椋 美名子	957-5276
日本赤十字奉仕団	26人	稲荷 愛子	956-0419
更生保護女性会	50人	西山 久美子	956-7290

## 17. 災害対策本部関係

資料17-1 砥部町災害対策本部条例

### 砥部町災害対策本部条例

平成17年1月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、砥部町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班及び支部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班及び支部を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、支部に支部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を、支部長は、支部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

砥部町災害対策本部運営要領

平成17年1月1日

告示第49号

(主旨)

第1条 この要領は、砥部町災害対策本部条例(平成17年砥部町条例第17号)第5条の規定に基づき、砥部町災害対策本部(以下「町対策本部」という。)に関し必要な事項について定めるものとする。

(町対策本部の設置又は解散)

第2条 町対策本部は次の各号に該当する場合で、町長が必要と認めるとき設置する。

- (1) 町域に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく警報(波浪、高潮警報を除く。)が発令されたとき。
- (2) 町内で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (3) 水防警報が発せられたとき。
- (4) 町内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生したとき。
- (5) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがあるため、全庁的な対応を行う必要があると町長が認めるとき。

2 町長は、町対策本部を設置したときは、本部の標識を本部室前に掲示する。

3 町対策本部は、本部長が予測される災害の発生がなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認めるときに解散する。

4 町長は、町対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちにその旨を別表第1の区分により関係機関に通知及び公表する。

(組織及び事務分掌)

第3条 本部は、本部長の総括の下に副本部長を置き、その下に班を置く。

2 前項の組織及び事務分掌は、別表第2のとおりとする。

3 各班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ代表者、担当者等を定めるとともに、必要簿冊を整える等、体制を整備しておかなければならない。

4 本部長、副本部長、班長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別な定めがある場合を除くほか別表第3に定める腕章を着用するものとする。

(本部事務局)

第4条 本部に事務局を置き、事務局には事務局長を置く。

2 事務局は総務班が兼ね、よって、事務局長には総務課長を、また事務局職員には総務課職員をもって充てる。

(本部の場所及び本部連絡員)

第5条 本部は、庁舎2階総務課に置く。ただし、庁舎の被災状況に応じて、文化会館又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「砥部町災害対策本部」の表示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各班長がそれぞれの所管班員のうちから指名する者をもって充てる。

5 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、本部に報告するとともに本部からの報告事項を各班長に伝達する。

(現地本部の設置)

第6条 本部長は、災害の現地において緊急に統一的な活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

3 現地本部長及び現地本部員は、本部長の指名する者をもって充てる。

4 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

(非常配備の基準、編成計画等)

第7条 本部は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整えるものとする。

2 非常配備の種別、内容等の基準については別表第4及び別表第5のとおりとする。

3 各班長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

(非常配備下の連絡体制)

第8条 非常配備下においては、配備につく職員以外の職員は、常にその者が所属する班の本部連絡員と連絡がとれるよう待機しておく。

2 勤務時間外における待機場所は、原則として自宅又は町内の電話連絡が可能な場所とする。

(第1配備下の体制)

第9条 第1配備下における体制は、概ね次のとおりとする。

(1) 事務局長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係班に連絡しなければならない。

(2) 本部長は、必要に応じ関係班長を招集し情報を聴取して、当該情報に対応する措置を検討するものとする。

(3) 配備につく職員は、所属する班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(4) ただし、本部長が認めた場合においては、第1配備の初期初動体制をとることとし、本部長、事務局、本部連絡員、総務班、消防班、産業建設班及び支所班の必要とする

人員をもってこれを組織する。

- (5) 初期初動体制をとったものの、その後の災害の状況により当体制では十分対応しきれないと本部長が判断した場合においては、第1配備体制をとることとする。この場合、本部連絡員は自分が所属する班の第1配備下動員班員にこのことを速やかに連絡する。
- (第2配備下の体制)

第10条 第2配備下における体制は、概ね次のとおりとする。

- (1) 各班長は、分掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (2) 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
- ア 災害の現場について班員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
- イ 装備、物資、器材、設備等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。
- ウ 災害対策本部に関係のある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3配備下の体制)

第11条 第3配備が指令された場合、各班長は災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時副本部長を通じ本部長に報告するとともに事務局長に連絡するものとする。

(非常配備の開始及び解除)

第12条 各班における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(被害状況の取り扱い)

第13条 事務局長は、各班長及び関係機関からの被害状況を取りまとめ、本部長に報告するとともに、速やかに愛媛県地域防災計画の定めるところにより中予地方局を通じて県に報告するものとする。

(被害情報の取り扱い)

第14条 被害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、事務局長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次中予地方局長を通じ県へ報告するものとする。

2 事務局長は、災害に関する予・警報その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民その他の関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対してとるべき措置について周知しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年7月6日告示第189号)

この告示は、平成17年7月6日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第42号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日告示第22号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第40号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月8日告示第66号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第34号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月17日告示第66号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

通知、公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送、口頭、電話	本部事務局長
一般住民	各区放送、広報車、サイレン、報道機関	
関係地区区長	電話	
中予地方局	防災行政無線電話、電話、ほか迅速な方法	
報道機関	口頭、電話、文書	

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

別表第2(第3条関係)

砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌

本部長 町長

副本部長 副町長、教育長

班	班長・副班長	班員	分掌事務
本部事務局	(事務局長) 総務課長 (副事務局長) 総務課長補佐	総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町災害対策本部の設置及び解散に関すること。</li> <li>2 本部の庶務に関すること。</li> <li>3 各班の総合調整に関すること。</li> <li>4 県、他市町及び関係機関等との連絡調整並びに要請に関すること。</li> <li>5 災害応急対策の立案に関すること。</li> <li>6 被害状況等災害資料の作成公表に関すること。</li> <li>7 気象情報及び被災情報の収集伝達に関すること。</li> <li>8 職員の動員及び非常招集に関すること。</li> <li>9 各班の人員配置に関すること。</li> <li>10 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。</li> <li>11 避難の指示等に関すること。</li> <li>12 防災行政無線の運用に関すること。</li> <li>13 応急公用負担に関すること。</li> <li>14 町災害対策本部の代替機能の確保に関すること。</li> </ol>
本部連絡員		各班長が指名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。</li> <li>2 各班の被害状況や応急対策の実施状況等を取りまとめ、本部に連絡</li> </ol>

			<p>すること。</p>
<p>総務班</p>	<p>(班長)</p> <p>総務課長</p> <p>(副班長)</p> <p>議会事務局長</p> <p>国体推進課長</p>	<p>総務課職員</p> <p>議会事務局職員</p> <p>国体推進課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民への災害情報の広報に関すること。</li> <li>2 被災状況の写真撮影等記録に関すること。</li> <li>3 災害報告に関すること。</li> <li>4 災証明書の発行に関すること。</li> <li>5 職員の被災調査、安否の取りまとめに関すること。</li> <li>6 職員の健康管理に関すること。</li> <li>7 職員の給食体制の確立に関すること。</li> <li>8 職員の公務災害保障に関すること。</li> </ol>
<p>企画財政班</p>	<p>(班長)</p> <p>企画財政課長</p> <p>(副班長)</p> <p>会計課長</p>	<p>企画財政課職員</p> <p>会計課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害に伴う予算の編成に関すること。</li> <li>2 被災地、避難所付近の交通整理に関すること。</li> <li>3 避難者の搬送に関すること。</li> <li>4 災害予防、災害応急対策に必要な人員、資機材の輸送に関すること。</li> <li>5 その他輸送に関すること。</li> <li>6 災害時の会計事務に関すること。</li> <li>7 義援金の出納及び保管に関すること。</li> <li>8 義援金の配分に関すること。</li> <li>9 ボランティア災害救援活動の総合調整に関すること。</li> </ol>
<p>戸籍税務班</p>	<p>(班長)</p> <p>戸籍税務課長</p> <p>(副班長)</p> <p>戸籍税務課長</p>	<p>戸籍税務課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般被害の調査、確認に関すること。</li> <li>2 人的被害の被害調査及び取りまとめに関すること。</li> <li>3 町税の減免、徴収猶予等に関すること。</li> </ol>

	補佐		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 避難所開設の協力に関する事。</li> <li>5 その他災害予防の調査に関する事。</li> </ul>
保険健康班	(班 長) 保険健康課長 (副班長) 保険健康課長 補佐	保険健康課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所、救護所の開設及び運営管理に関する事。</li> <li>2 避難住民の救護に関する事。</li> <li>3 医療救護班の編成に関する事。</li> <li>4 救護用医薬品の調達、配分に関する事。</li> <li>5 応急救援物資等の配給に関する事。</li> <li>6 食品の衛生監視に関する事。</li> </ul>
介護福祉班	(班 長) 介護福祉課長 (副班長) 介護福祉課長 補佐	介護福祉課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>2 被災者並びに救助活動等に従事する者に対する炊き出しに関する事。</li> <li>3 米、その他食料品の調達に関する事。</li> <li>4 奉仕団体に対する奉仕協力要請に関する事。</li> <li>5 災害見舞金の支給に関する事。</li> <li>6 避難行動要支援者へ避難指示等の情報提供に関する事。</li> <li>7 避難行動要支援者の安否確認に関する事。</li> <li>8 避難所等における避難行動要支援者の把握に関する事。</li> <li>9 その他避難行動要支援者への援護に関する事。</li> </ul>
産業建設班	(班 長) 建設課長 (副班長) 産業振興課長	建設課職員 産業振興課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関する事。</li> <li>2 公営住宅の災害防止、被害状況調査、応急復旧に関する事。</li> <li>3 公園の保全及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 土木応急復旧資機材の確保に関</li> </ul>

			<p>すること。</p> <p>5 道路及び交通の確保に関すること。</p> <p>6 土木技術者の確保、従事者の確保に関すること。</p> <p>7 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>8 住宅の応急修理に関すること。</p> <p>9 住宅建築の融資に関すること。</p> <p>10 障害物の除去に関すること。</p> <p>11 気象情報の収集伝達及び水位観測に関すること。</p> <p>12 農林業関係（施設を含む。）の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>13 家畜の防疫に関すること。</p> <p>14 へい死鳥獣の処理に関すること。</p> <p>15 農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保、斡旋に関すること。</p> <p>16 被災農林業者に対する融資に関すること。</p> <p>17 銚子ダム関係施設の監視に関すること。</p> <p>18 商工業、観光施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>19 被災商工業関係者に対する融資に関すること。</p>
生活環境班	<p>（班 長）</p> <p>生活環境課長</p> <p>（副班長）</p> <p>生活環境課長補佐</p>	生活環境課職員	<p>1 被災地及び避難所における防疫並びに清掃に関すること。</p> <p>2 ごみの収集及びし尿処理に関すること。</p> <p>3 被災地域の災害廃棄物の処理に関すること。</p> <p>4 廃棄物処理施設等の災害防止、被</p>

			<p>害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>5 死体の処理及び埋葬に関すること。</p> <p>6 下水道の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>7 飲料水及び生活用水の確保並びに供給の調整に関すること。</p> <p>8 水道施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>9 町民や消防機関への断水情報の提供に関すること。</p> <p>10 水道の衛生維持に関すること。</p>
教育委員会 事務局班	(班 長) 学校教育課長 (副班長) 社会教育課長	学校教育課職員 社会教育課職員 (ひろた交流センター職員を除く) 幼稚園職員 保育所職員	<p>1 学校施設、文化財、生涯学習施設、幼稚園及び保育所の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>2 学校及び保育所給食施設の保全及び保健衛生に関すること。</p> <p>3 応急教育及び応急保育に関すること。</p> <p>4 被災児童生徒の救護及び支援に関すること。</p> <p>5 学用品及び教科書の調達配分に関すること。</p> <p>6 社会教育団体への奉仕協力要請に関すること。</p> <p>7 避難所開設の協力に関すること。</p>
消 防 班	(班 長) 伊予消防等事務組合砥部消防署長 (副班長) 消防団長	伊予消防等事務組合砥部消防署・広田出張所職員 消防団員	<p>1 消防施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>2 応急公用負担に関すること。</p> <p>3 緊急必要資材等の確保補給に関すること。</p> <p>4 消防機関との連絡調整に関する</p>

			<p>こと。</p> <p>5 消防団員、消防職員の非常参集に関すること。</p> <p>6 消防活動に関する指令伝達に関すること。</p> <p>7 消防応援要請に関すること。</p> <p>8 災害現場等の災害情報接受に関すること。</p> <p>9 水火災予防及び消防広報に関すること。</p> <p>10 被害の原因及び調査に関すること。</p> <p>11 被災者の救助に関すること。</p> <p>12 行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>13 死体の捜索及び収容に関すること。</p> <p>14 避難者の誘導に関すること。</p> <p>15 災害現場での活動に関すること。</p> <p>16 避難勧告、指示に関すること。</p> <p>17 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>18 災害通信に関すること。</p>
支所班	(班長) 支所長	支所職員 ひろた交流センター職員	<p>1 管内の情報収集及び報告に関すること。</p> <p>2 防災行政無線の運用に関すること。</p> <p>3 支所職員の動員に関すること。</p> <p>4 管内関係機関との連絡調整に関すること。</p>

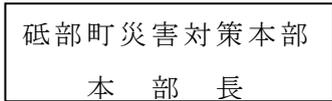
備考

- 1 各班長は、その所属班員を指揮監督して防災活動にあたるものとする。
- 2 各班共通事務

- (1) 各班の所管事項に関する被害状況又は災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること
- (2) 本部との連絡に関すること
- (3) 各班の応援に関すること
- (4) 各班員は、本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に従事すること

別表第3(第3条関係)

▼腕章



(本部長用)



(副本部長用)

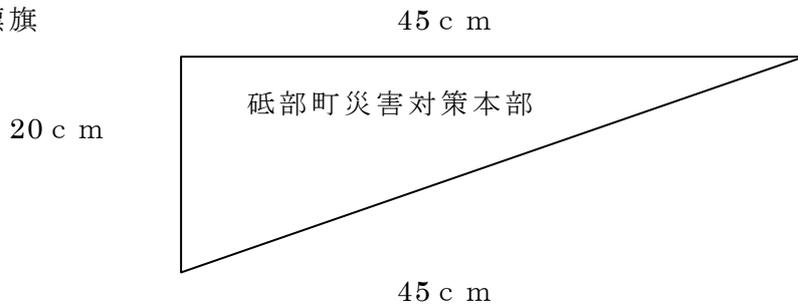


(班長、班員用)

備考

- 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
- 2 文字の色彩は黒とし、地の色彩は白色とする。

▼標旗



備考

- 1 文字の色彩は黒とし、地の色彩は黄色とする。

別表第4(第7条関係)

風水害等災害時非常配備に関する基準

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
第1配備 初期初動体制	○町域に気象予警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害警戒本部を設置し情報通信活動、防災資機材の準備等を実施する体制	○本部事務局員(総務課員)・各班の本部連絡員・総務班、消防班、産業建設班及び支所班の班長が必要とする人員
第1配備	○町域に気象警報が発表され、局地的な被害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、初期初動体制を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えできる体制	○各班長と班員の概ね3分の1以内で、各班が必要とする人員
第2配備	○町域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第3配備に切り替えできる体制	○班員の概ね3分の2以内で、各班が必要とする人員
第3配備	○町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制	○班員全員

別表第5(第7条関係)

地震災害時非常配備に関する基準

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内で震度4以上の地震が発生し、災害に発展するおそれがある場合</li> <li>○その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害警戒本部を設置し、応急対策活動が実施できる体制</li> <li>○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えできる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各班長と班員の概ね3分の1以内で、各班が必要とする人員</li> </ul>
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内で震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>○その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制</li> <li>○事態の推移に伴い、速やかに第3配備に切り替えできる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○班員の概ね3分の2以内で、各班が必要とする人員</li> </ul>
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内で震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>○その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○班員全員</li> </ul>

## 18. 防災会議及び防災関係機関関係

### 資料18-1 砥部町防災会議条例

#### 砥部町防災会議条例

平成17年1月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、砥部町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 砥部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 教育長
  - (5) 伊予消防等事務組合砥部消防署長、伊予消防等事務組合砥部消防署広田出張所長及び消防団長
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (8) その他町長が必要と認める者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第6号及び第7号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、22人以内、1人及び1人とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、町の職員、関係指定公共機関の

職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（平成17年砥部町条例第41号）の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料18－2 砥部町水防協議会条例

砥部町水防協議会条例

平成17年1月1日

条例第18号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、砥部町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 砥部町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水害が発生した場合において、当該水害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 議会正副議長
  - (2) 総務常任委員長及び産業建設常任委員長
  - (3) 消防正副団長、伊予消防等事務組合砥部消防署長及び伊予消防等事務組合砥部消防署  
広田出張所長
  - (4) 教育長
  - (5) 区長会長
  - (6) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (7) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (8) その他町長が必要と認める者
- 6 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任を妨げない。

(会議)

第4条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要に応じ会議を開催するものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例（平成17年砥部町条例第41号）の定めるところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。